

南相馬市高齢者総合計画

(第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画)

【計画期間:平成 30 年度～平成 32 年度】

(素案)

平成 30 年 月

福島県 南相馬市

目 次

第Ⅰ部 総 論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけと計画期間	4
3 計画の策定体制	5
4 計画の進行管理	6
5 地域包括ケアシステムの強化に向けた介護保険法等の改正	7
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	8
1 南相馬市の高齢者の状況	8
2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要	12
3 南相馬市の介護・福祉事業の状況	29
4 南相馬市の介護保険事業の状況	33
5 高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点の整理	37
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 人口推計等	40
2 計画の基本理念・基本目標	45
3 基本施策	47
4 日常生活圏域の設定	48
5 計画の体系	50
第Ⅱ部 施策の展開	53
第1章 高齢期の健康づくり・生きがいづくりへの支援	55
1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進	55
2 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進	56
3 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援	58
第2章 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援	60
1 高齢者の在宅生活を支える事業	60
2 暮らしの安全や防犯・防災への取り組み	64
3 高齢者虐待防止と権利擁護	65
第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進	67
1 地域包括ケアシステムの推進	67
2 高齢者の自立支援・重度化防止等に資するための施策の推進	69
3 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	79
4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	83
第4章 認知症施策の推進	85
1 認知症施策の総合的な推進	86
2 認知症に対する理解促進	88
3 認知症高齢者の在宅生活支援	90

第5章 要支援・要介護者に対する支援.....	94
1 介護保険サービスの充実.....	94
2 介護サービスの質の向上.....	96
3 介護者への支援.....	97
第6章 被災高齢者への支援.....	99
1 市内の被災高齢者への支援.....	99
2 市外の被災高齢者への支援.....	101
3 旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保.....	101

第I部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成27年国勢調査によると、日本の高齢者人口は、3,342万人まで上昇し、総人口に占める高齢者割合は26.7%となり、人口、割合共に過去最高となっています。

本市において高齢者割合は、平成29年9月末現在で、33.6%となっており、市民のおよそ3人に1人が高齢者となっています。さらに、人口推計によると計画の目標年度である平成37年には、高齢者割合が37.1%にまで達すると予測されています。

今後、高齢化や核家族化の進行により高齢者単身世帯の増加と併せて認知症高齢者の増加も予測されることから、住民・事業者・行政等の協働による「地域力」で高齢者の生活を支援することが、ますます重要となっています。

介護保険制度は、高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護認定者等の自立を支援し、社会全体で支え合って対応していく仕組みとして平成12年4月に施行されました。この間、サービス提供基盤は急速に整備され、介護保険制度は国民の高齢期を支える制度として定着してきました。

制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大し、介護保険制度自体の持続可能性をも揺るがす事態になってきています。

このような状況の中で、団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む平成37年度に向けて、これまでの施策の実施状況や課題等を踏まえ、高齢者福祉及び介護保険事業の更なる充実が求められています。平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に配慮することを求めています。

本計画は、以上のような背景、震災後の本市の状況や高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえながら、来るべき高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図り、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるまちづくりの推進のために策定し、実行していくためのものです。

2 計画の位置づけと計画期間

(1)根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に、「南相馬市高齢者総合計画」として策定するものです。

(2)他の計画等との関係

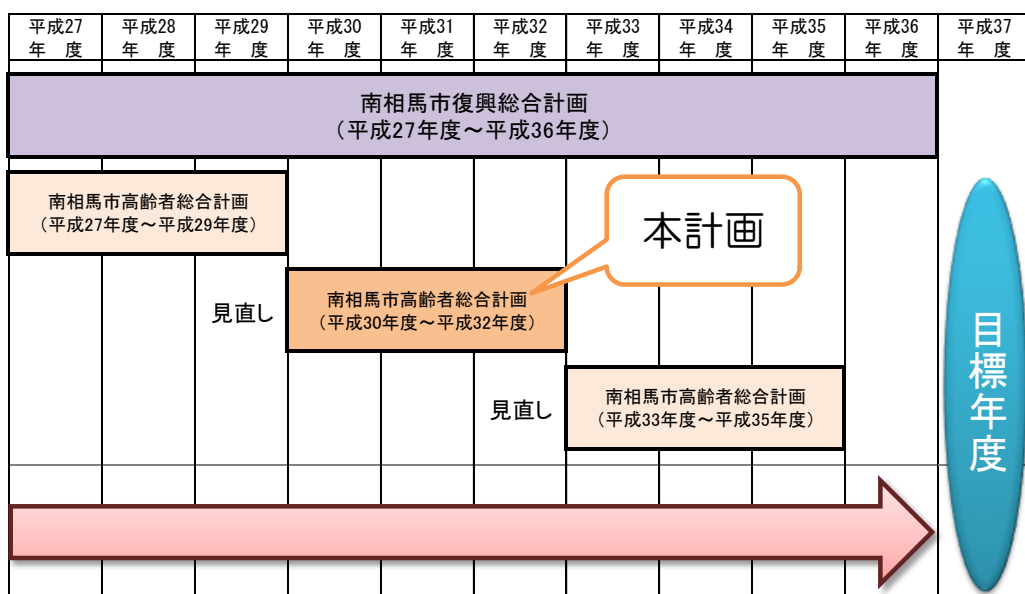
本計画は、本市の最上位計画である南相馬市復興総合計画の部門別計画として位置づけ、国及び県の指針や計画を踏まえた上で、南相馬市地域福祉計画などの市の諸計画との整合性を図りながら策定します。

(3)計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は3年間となります。

また、本計画は、計画期間を平成30年度～平成32年度として策定することとなりますが、前計画と同様に団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を目標年度とした中長期的な目標を掲げた計画となります。

○計画期間



3 計画の策定体制

(1) 計画策定懇談会

南相馬市高齢者総合計画策定懇談会を設置し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、関係団体の代表、さらには被保険者を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、様々な見地から計画案を検討します。

(2) 部会の設置

計画を策定するにあたり、上記懇談会に、高齢者支援部会、介護予防部会及び介護保険部会の3つの部会を設置し、それぞれの領域における検討課題や目標の設定等について検討します。

(3) アンケート調査

計画を策定するにあたり、高齢者の日常生活の状況、介護予防に対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などを把握し、計画づくりの資料とし活用するためアンケート調査を実施します。

(4) パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行います。

4 計画の進行管理

(1) 計画の周知

計画を推進していくためには、市民に計画の内容を理解していただくことが第一です。そのため、広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、市の福祉サービスの内容に関する情報提供に努めます。

(2) 計画の点検・評価・改善

本計画に基づく事業を円滑に推進していくため、計画の進捗状況を「南相馬市介護保険運営協議会」及び「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」において定期的に審議し点検・評価を行い、計画の適正な推進に努めます。

また、本計画は、具体的な事業を計画する期間は平成30年度から平成32年度までの3か年の計画ですが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えた中長期的な計画という性格も有しています。そのため、本計画の最終年度となる平成32年度には、本計画期間の評価だけではなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図ります。

計画の見直しにあたっては、平成32年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を次期計画に反映していきます。

5 地域包括ケアシステムの強化に向けた介護保険法等の改正

今回の改正内容は、大きく2つに分けられます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定
- 計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- 地域包括支援センターの機能強化
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化
- 認知症施策の推進

② 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割（介護保険法）

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

② 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 南相馬市の高齢者の状況

(1) 人口の推移

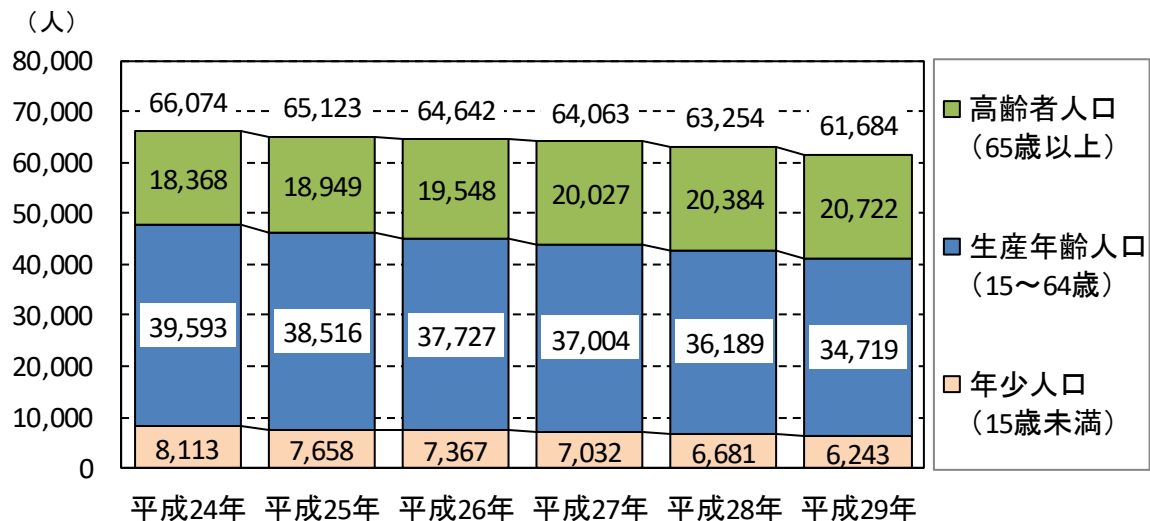
総人口の推移は、減少傾向で推移し、平成24年に66,074人であった人口が、平成29年には61,684人となり、4,390人減少しています。

年齢3区分別に人口推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けています。

また、年齢3区分人口構成比をみても、同様の傾向にあり、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合は減少傾向、高齢人口割合（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

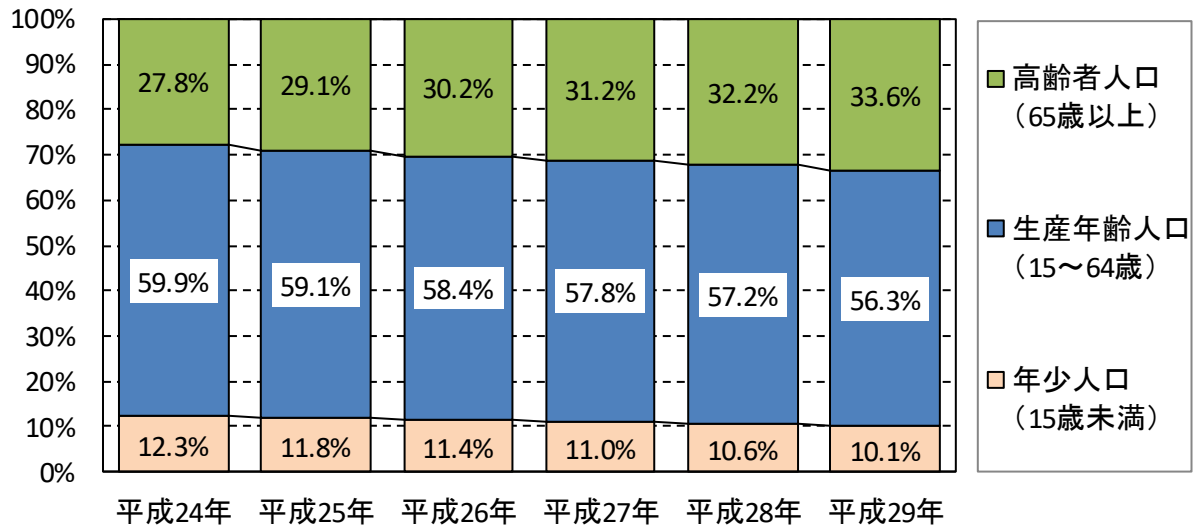
さらに、平成29年9月末現在の人口構成を、人口ピラミッドでみると、出生数の減少と高齢化が反映された「壺型」となっています。また、60歳から69歳の人口構成が比較的多く、今後数年間は高齢者の増加が続くと見込まれます。

○人口の推移



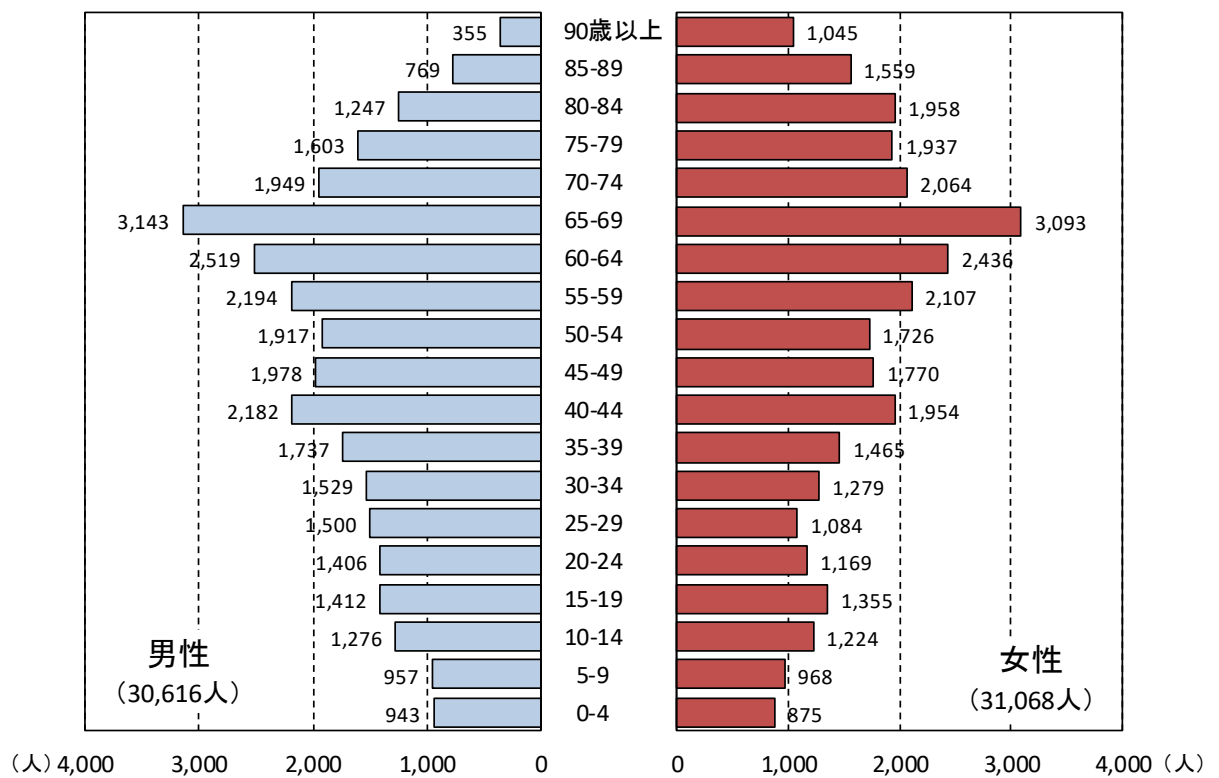
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

○年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

○人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成29年9月末現在）

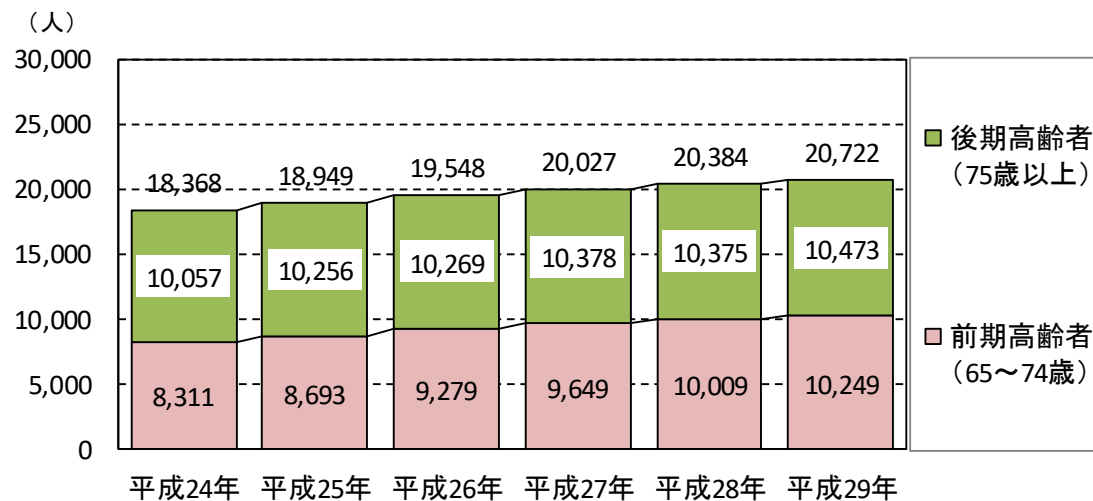
(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、平成24年に18,368人であったものが、平成29年には20,722人となり、2,354人増加しています。

また、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分でその推移をみると、前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあるものの前期高齢者の増加が著しく、その比率でみると前期高齢者比率が増加し、後期高齢者比率が減少しています。

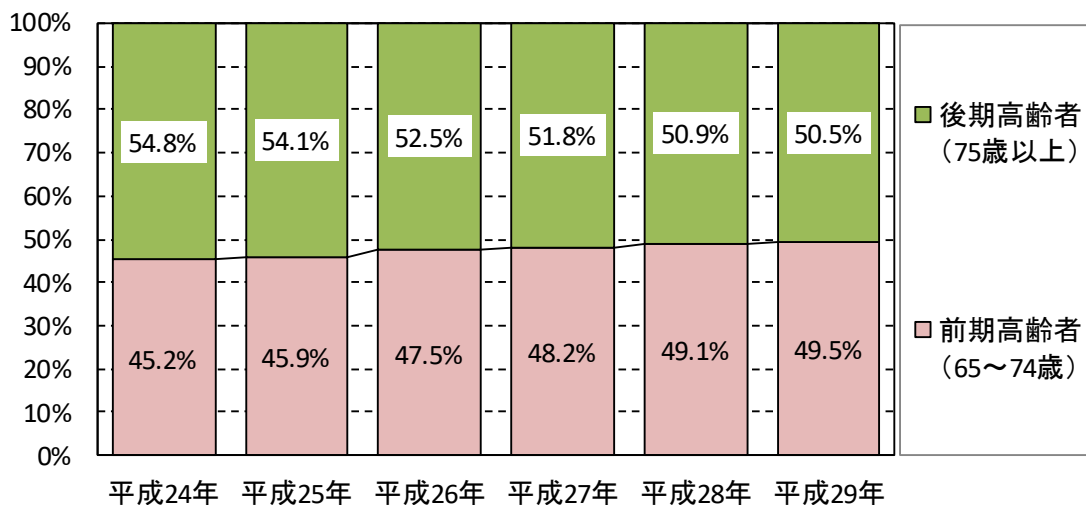
これは、昭和22年～昭和24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が前期高齢者となり、後期高齢者となる人数を上回っているため、今後数年は前期高齢者の比率が増加する傾向が続きます。

○前期・後期高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

○前期・後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 高齢者のいる世帯の状況

本市の震災前と平成29年の世帯の状況をみると、総世帯数は減少しているものの、65歳以上の世帯員がいる世帯、65歳以上の単身世帯及び65歳以上のみの世帯ともに増加している状況にあります。

65歳以上の世帯員がいる世帯の増加は、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えたことによるものと考えられ、また、65歳以上単身、65歳以上のみ世帯の増加は、前記に加え震災や原発事故による若年層の市外避難が影響しているものと考えられます。

○本市の世帯の状況

	H23年2月	H29年9月	差(数)
全世帯数	24,002 世帯	23,773 世帯	229 世帯の減少
65歳以上の世帯員がいる世帯	12,730 世帯 (53.0%)	13,764 世帯 (57.9%)	1,034 世帯の増加 (+4.9 ポイント)
65歳以上の単身世帯	2,515 世帯 (10.5%)	3,386 世帯 (14.2%)	871 世帯の増加 (+3.7 ポイント)
65歳以上のみ世帯	2,103 世帯 (8.8%)	2,878 世帯 (12.1%)	775 世帯の増加 (+3.3 ポイント)

資料：南相馬市長寿福祉課調べ（H29年9月末現在）

(4) 震災後の高齢者の居住状況

市民の震災後の市内・市外別の居住状況をみると、平成29年9月末現在、住基人口61,684人のうち、88.0%の54,287人が市内に居住しています。

高齢者に限ると、91.2%にあたる18,896人が市内に居住しており、市内の居住者に占める高齢人口割合は34.8%と、住民基本台帳の高齢人口割合（33.6%）を上回ることから、本市の実質的な高齢化率はさらに高くなっている状況にあります。

○本市住民の市内居住率

区 分	人 口	内 訳		市内居住率
		市内居住	市外居住等	
南相馬市人口	61,684 人	54,287 人	7,397 人	88.0%
うち高齢人口	20,722 人	18,896 人	1,826 人	91.2%
※高齢人口割合	33.6%	34.8%	24.7%	—

資料：南相馬市被災者支援・定住推進課調べ（H29年9月末現在）

2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

高齢者の介護保険施策等に関する意識と生活実態等を把握することにより、介護保険事業計画策定の基礎資料とします。

②調査の対象

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

平成 29 年 1 月 1 日現在、介護保険の要介護認定を受けていない 65 歳以上の方を調査の対象とし、年齢、男女比など考慮した上で、層化無作為抽出法により抽出しています。

●在宅介護実態調査

平成 29 年 1 月 1 日現在、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方を調査の対象とし、年齢、男女比、要介護度など考慮した上で、層化無作為抽出法により抽出しています。

③調査の方法及び実施時期

●調査の方法

郵送による配布・回収

●調査の実施時期

平成 29 年 2 月～平成 29 年 3 月

④配布・回収の結果

種 類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000 件	525 件	52.5%
在宅介護実態調査	500 件	280 件	56.0%

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

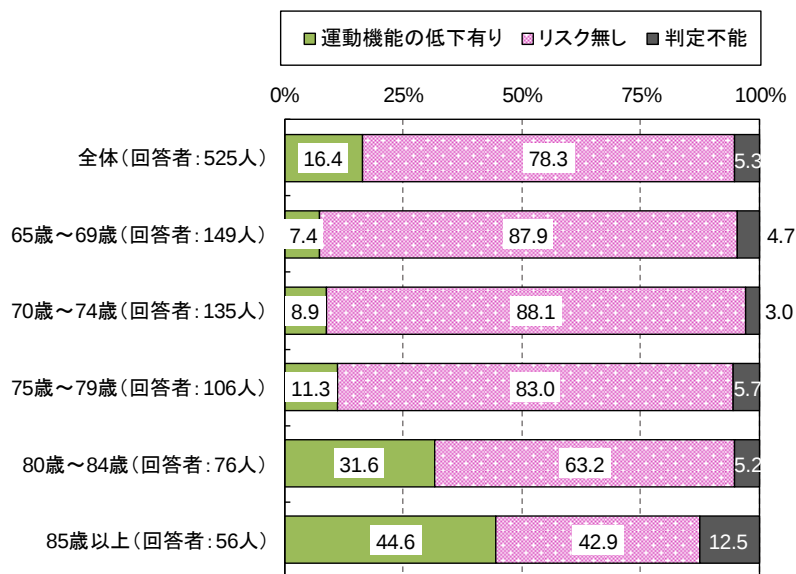
① 運動器の機能低下について

運動器の機能低下は、全体の16.4%が該当者となっています。

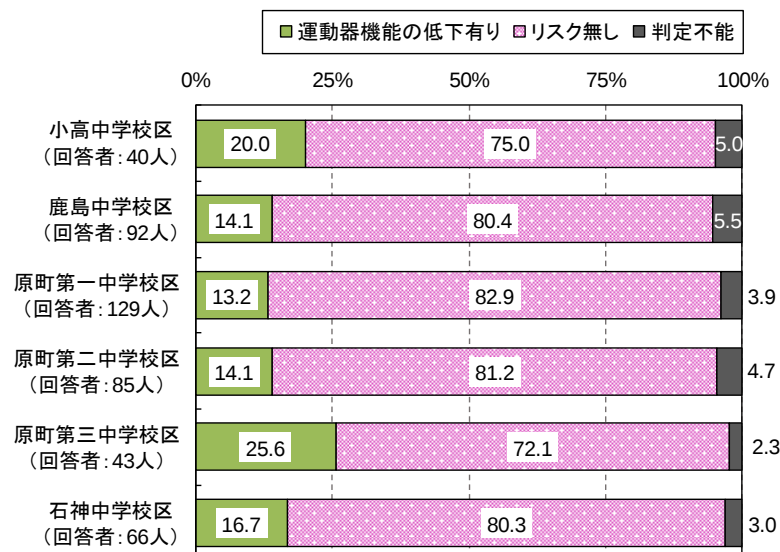
年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85歳以上の44.6%が該当者となっています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」の25.6%が最も多く、「小高中学校区」(20.0%)、「石神中学校区」(16.7%)と続いています。

● 年齢別運動器の機能低下状況



● 居住地区別運動器の機能低下状況



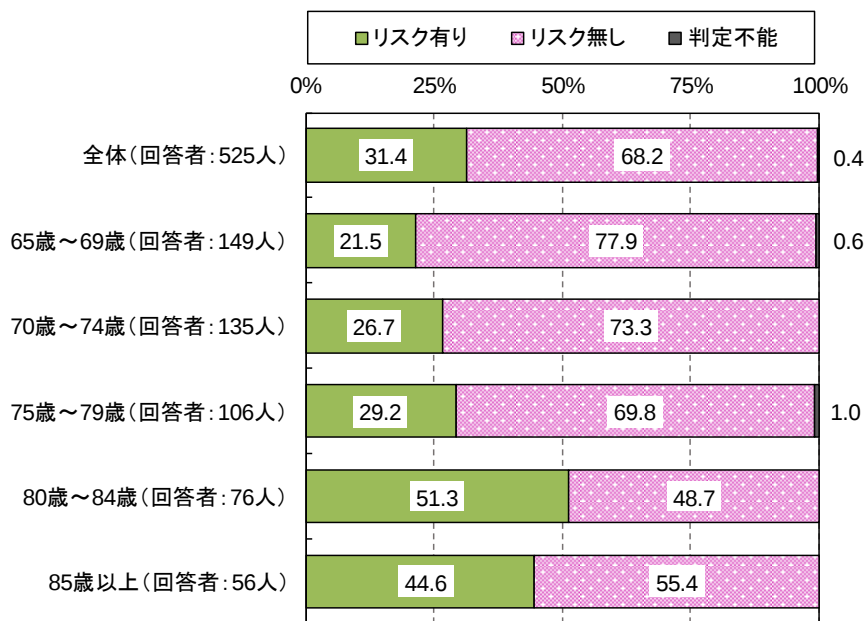
②転倒リスクについて

転倒リスクは、全体の31.4%が該当者となっています。

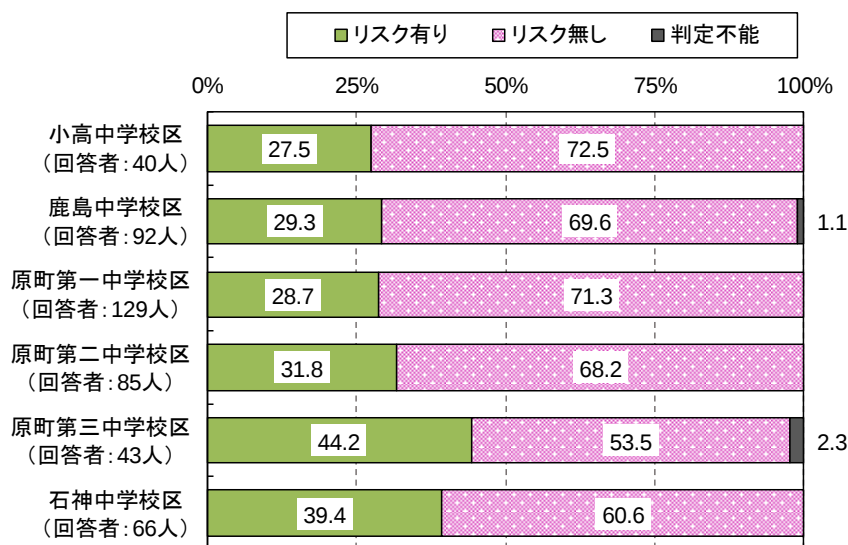
年齢別では、80歳以上に該当者が多くなり、特に80歳～84歳では51.3%が該当者となっています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」の44.2%が最も多く、「石神中学校区」(39.4%)、「原町第二中学校区」(31.8%)と続いています。

●年齢別転倒リスク状況



●居住地区別転倒リスク状況



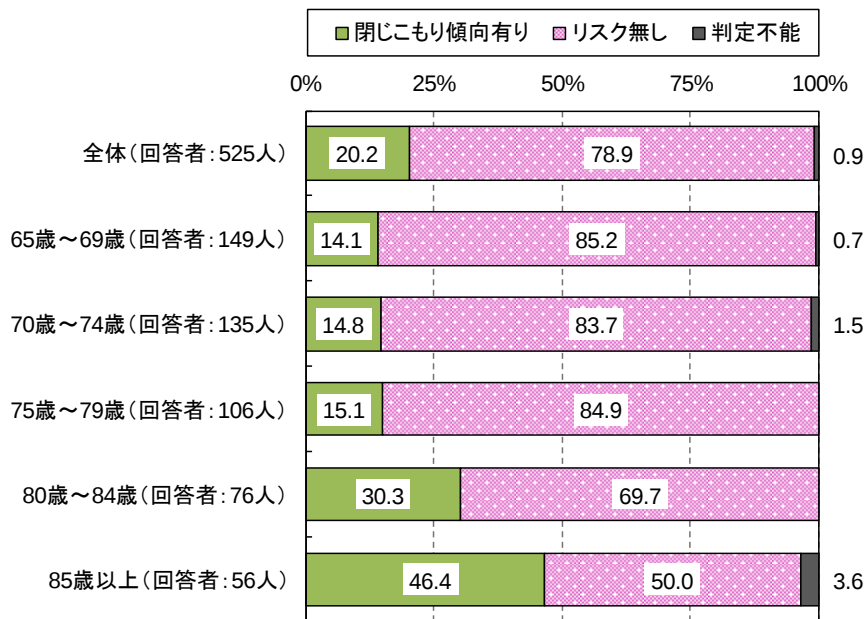
③閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向は、全体の 20.2%が該当者となっています。

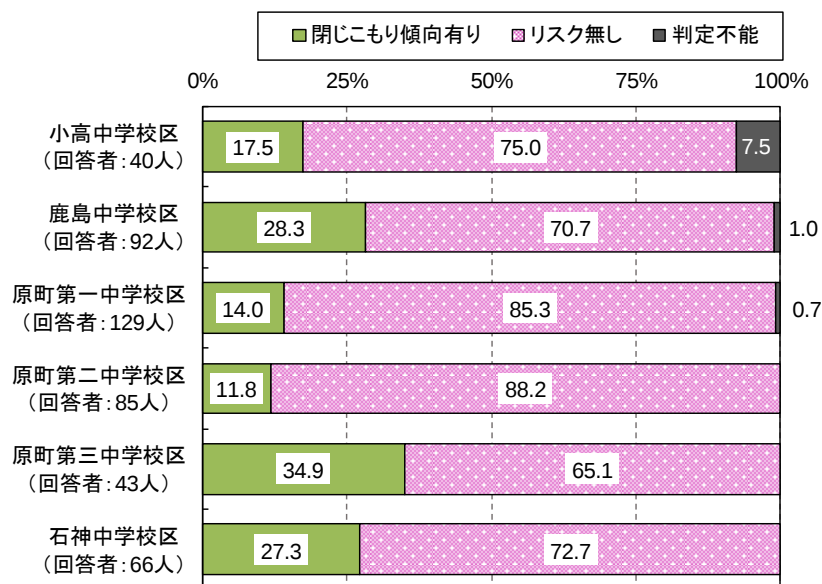
年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85 歳以上の 46.4%が該当者となっています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」の 34.9%が最も多く、「鹿島中学校区」(28.3%)、「石神中学校区」(27.3%)と続いています。

●年齢別閉じこもり傾向



●居住地区別閉じこもり傾向



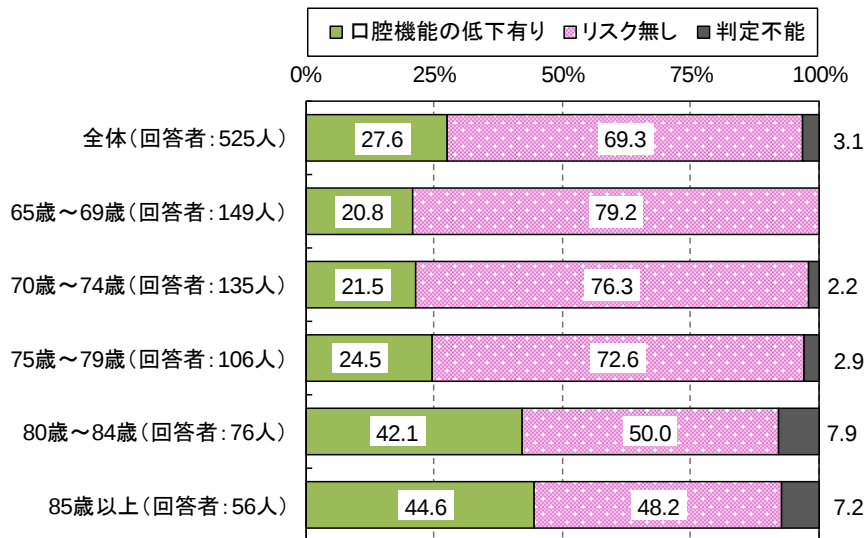
④口腔機能の低下について

口腔機能低下は、全体の27.6%が該当者となっています。

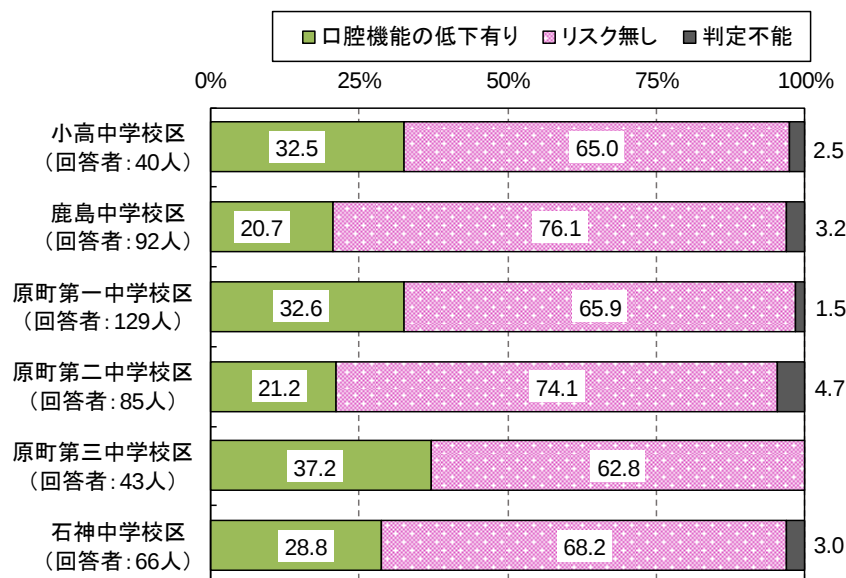
年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85歳以上の44.6%が該当者となっています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」の37.2%が最も多く、「原町第一中学校区」(32.6%)、「小高中学校区」(32.5%)と続いています。

●年齢別口腔機能の低下状況



●居住地区別口腔機能の低下状況



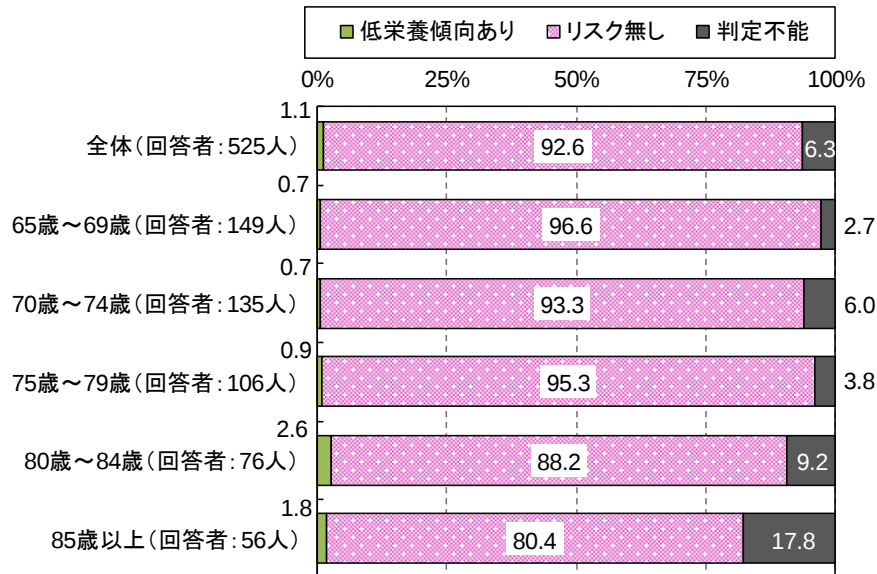
⑤低栄養状態について

低栄養傾向の状況は、全体の1.1%が該当者となっています。

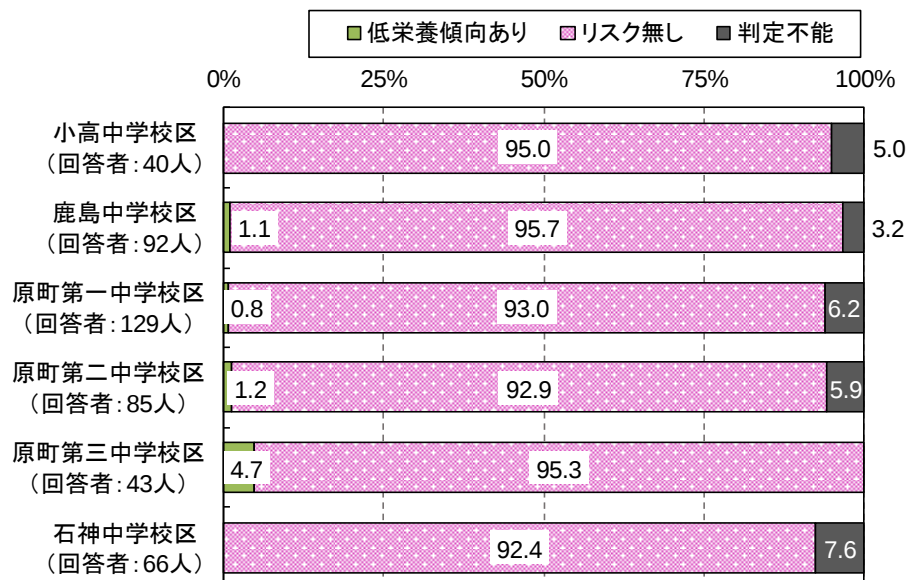
年齢別では、80歳～84歳で2.6%が該当者となっています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」の4.7%が最も多く、「原町第二中学校区」(1.2%)、「鹿島中学校区」(1.1%)と続いています。

●年齢別低栄養傾向の状況



●居住地区別低栄養傾向の状況



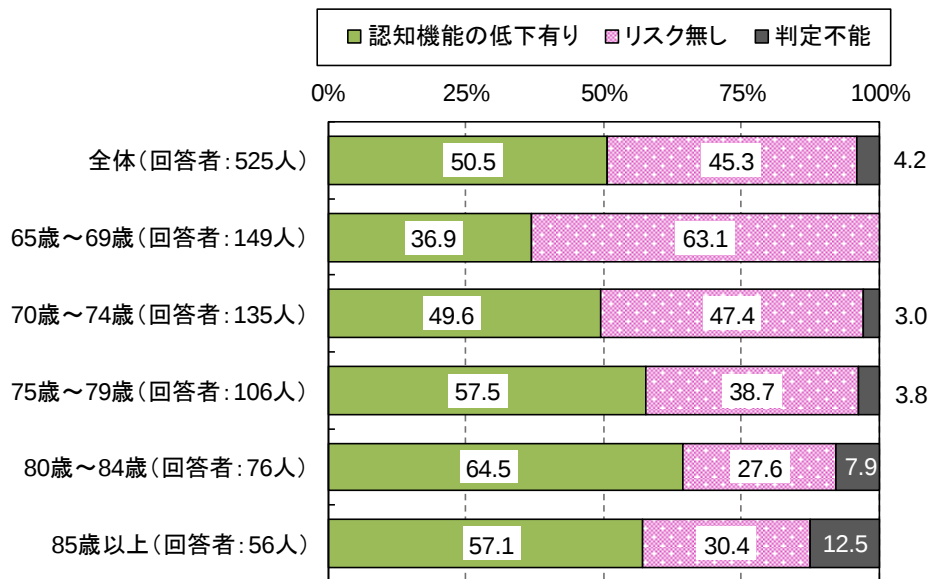
⑥認知機能の低下について

認知機能の低下は、全体の 50.5%が該当者となっています。

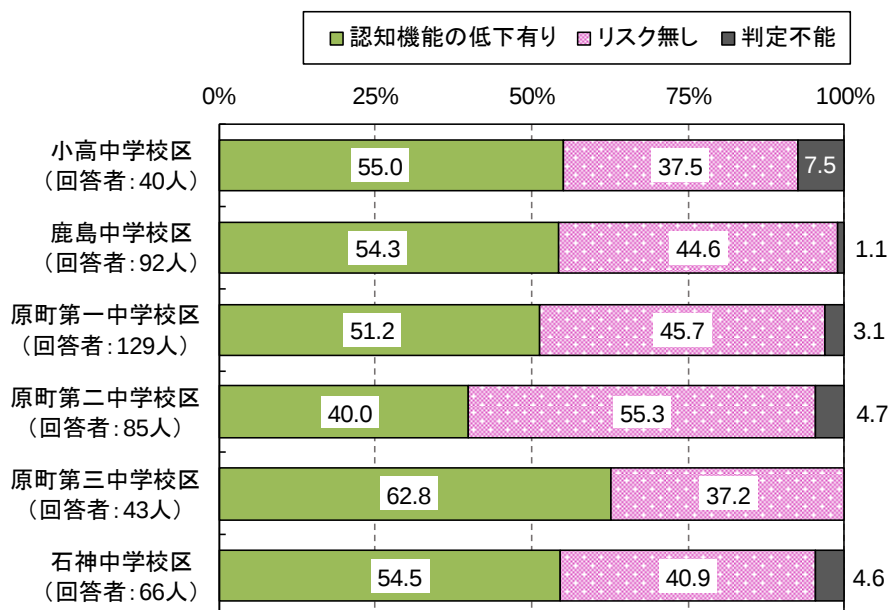
年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、最も該当者が多かったのは 80 歳～84 歳の 64.5%となっています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」が 62.8%で最も多く、「小高中学校区」(55.0%)、「石神中学校区」(54.5%)と続いています。

●年齢別認知機能の低下状況



●居住地区別認知機能の低下状況



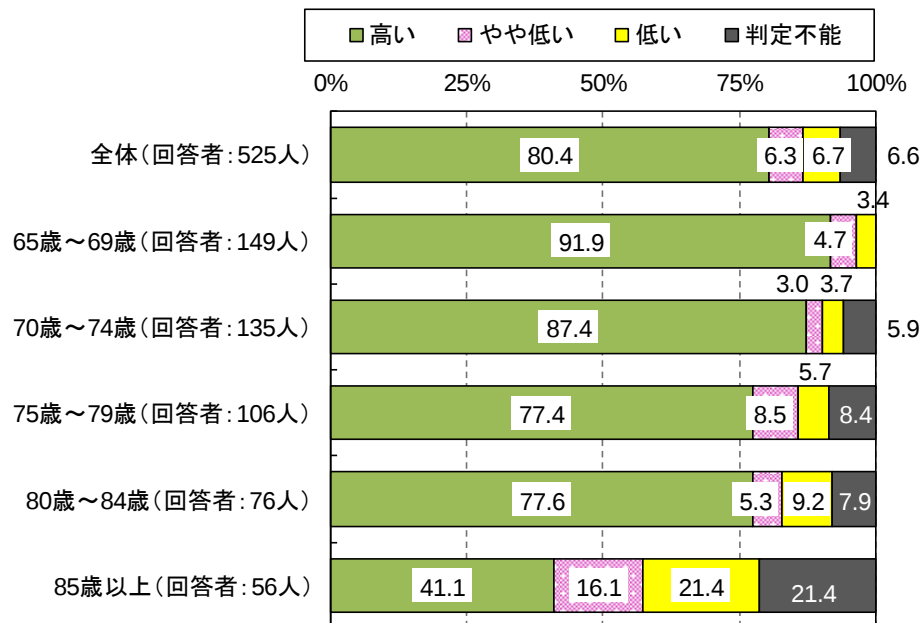
⑦ I A D L の低下について

I A D L の低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の 13.0%が該当者となっています。

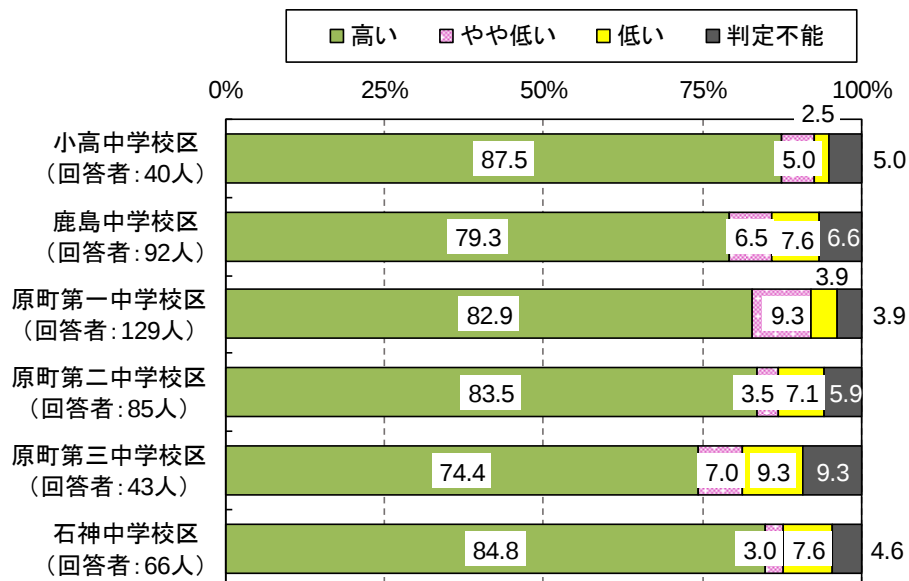
年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85 歳以上の 37.5%が該当者となっています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」の 16.3%が最も多く、「鹿島中学校区」(14.1%)、「原町第一中学校区」(13.2%)と続いています。

●年齢別 I A D L の低下状況



●居住地区別 I A D L の低下状況



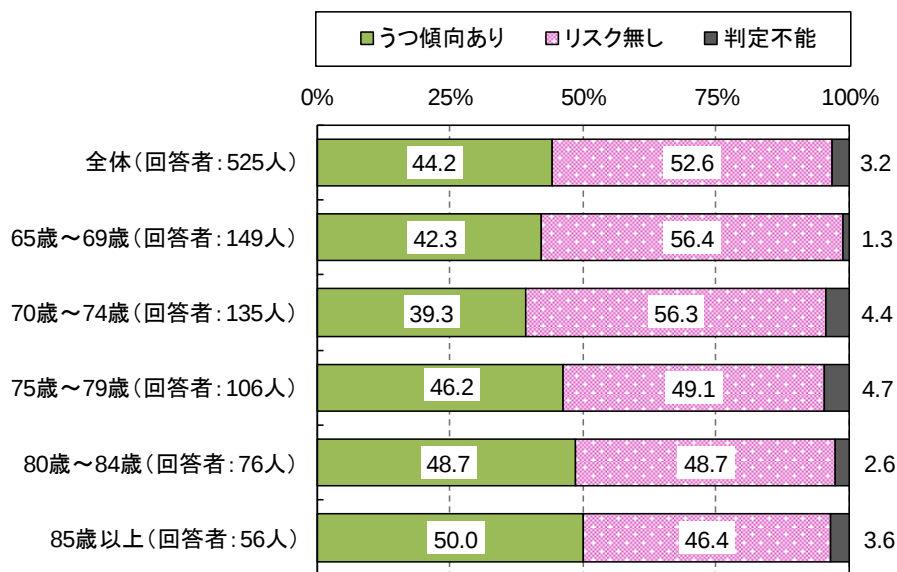
⑧うつ傾向について

うつ傾向は、全体の44.2%が該当者となっている。

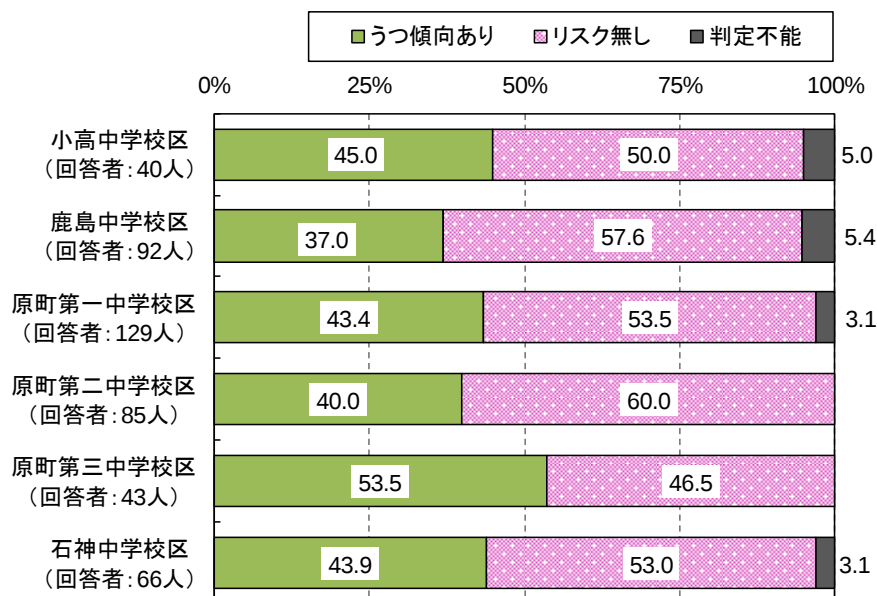
年齢別では、全体的に4割前後の該当者があり、最も該当者が多かった85歳以上では半数を占めています。

居住地区別では、「原町第三中学校区」の53.5%が最も多く、「小高中学校区」(45.0%)、「石神中学校区」(43.9%)と続いています。

●年齢別うつ傾向



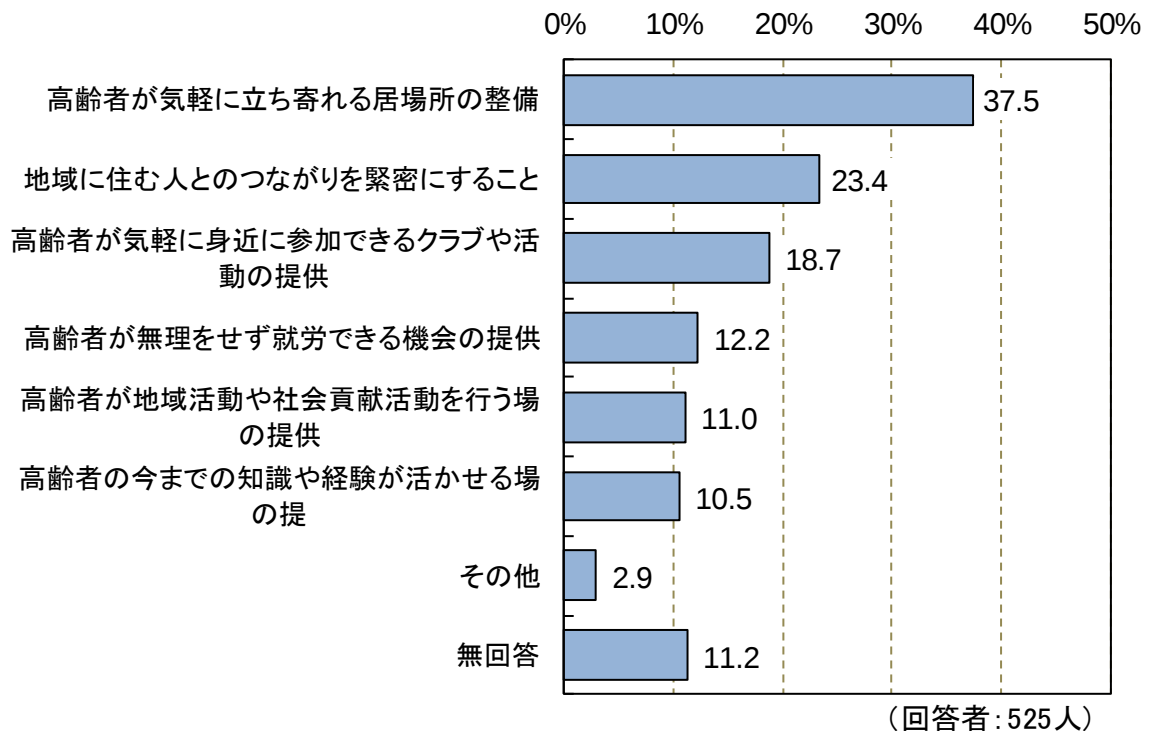
●居住地区別うつ傾向



⑨高齢者が元気に暮らせる社会にするために必要なこと

高齢者が元気に生き生きと暮らせる社会にするために必要なことは、「高齢者が気軽に立ち寄れる居場所の整備」が37.5%で最も多く、次いで「地域に住む人とのつながりを緊密にすること」(23.4%)、「高齢者が気軽に身近に参加できるクラブや活動の提供」(18.7%)と続いています。

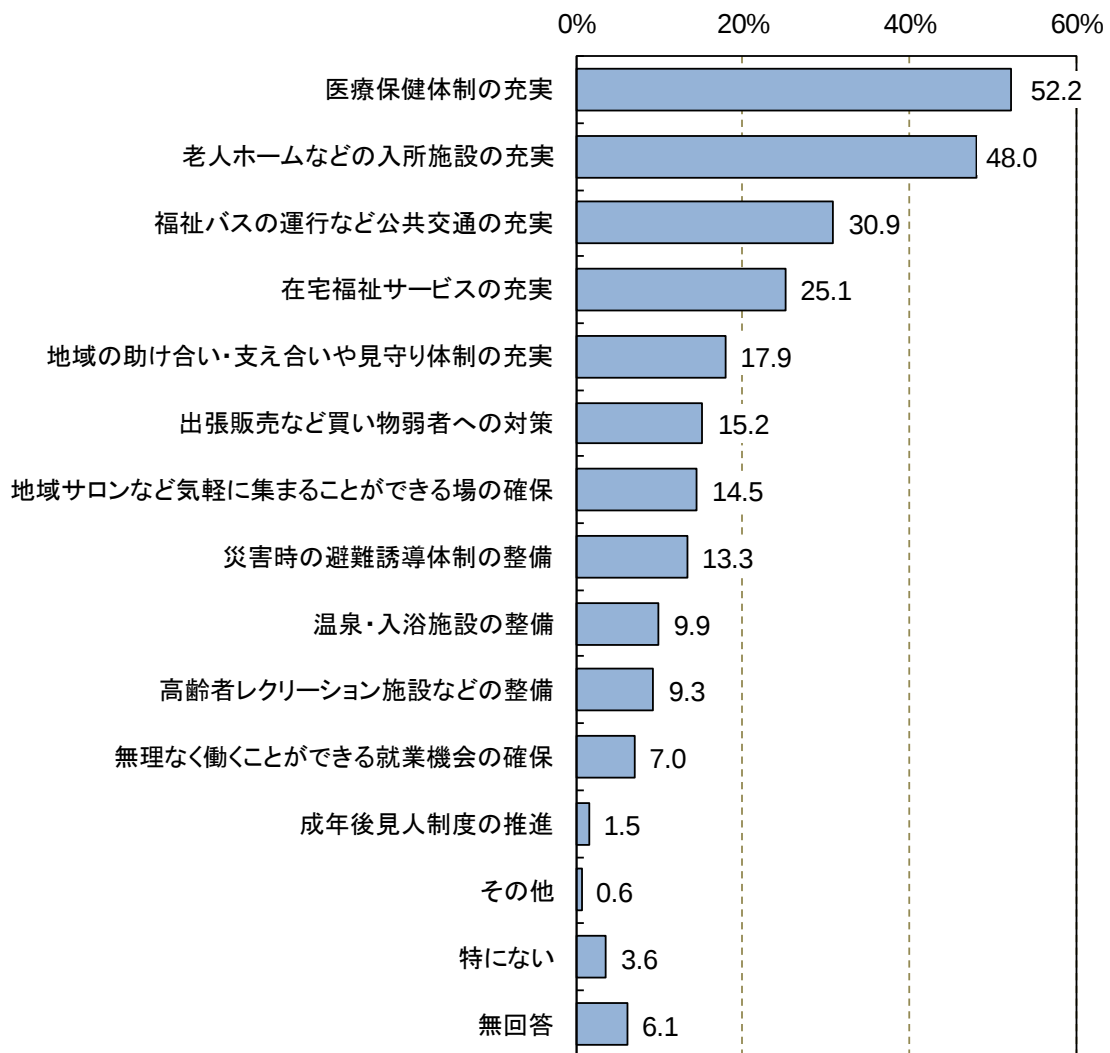
●高齢者が元気に暮らせる社会にするために必要なこと



⑩力を入れるべき高齢者福祉施策

市が現在実施している高齢者福祉施策の中で特に力を入れるべきものは、「医療保健体制の充実」が52.2%で最も多く、次いで「老人ホームなどの入所施設の充実」(48.0%)、「福祉バスの運行など公共交通の充実」(30.9%)と続いています。

●力を入れるべき高齢者福祉施策

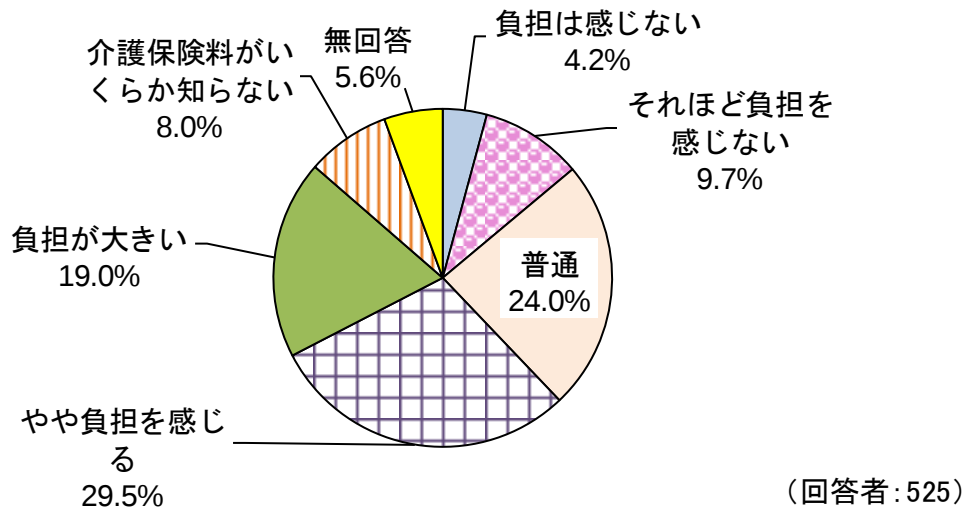


(回答者: 525人)

⑪介護保険料の負担について

南相馬市の介護保険料標準月額負担をどう感じるかでは、「負担が大きい」(19.0%)、「やや負担を感じる」(29.5%)を合わせると、48.5%が負担を感じていると回答しています。

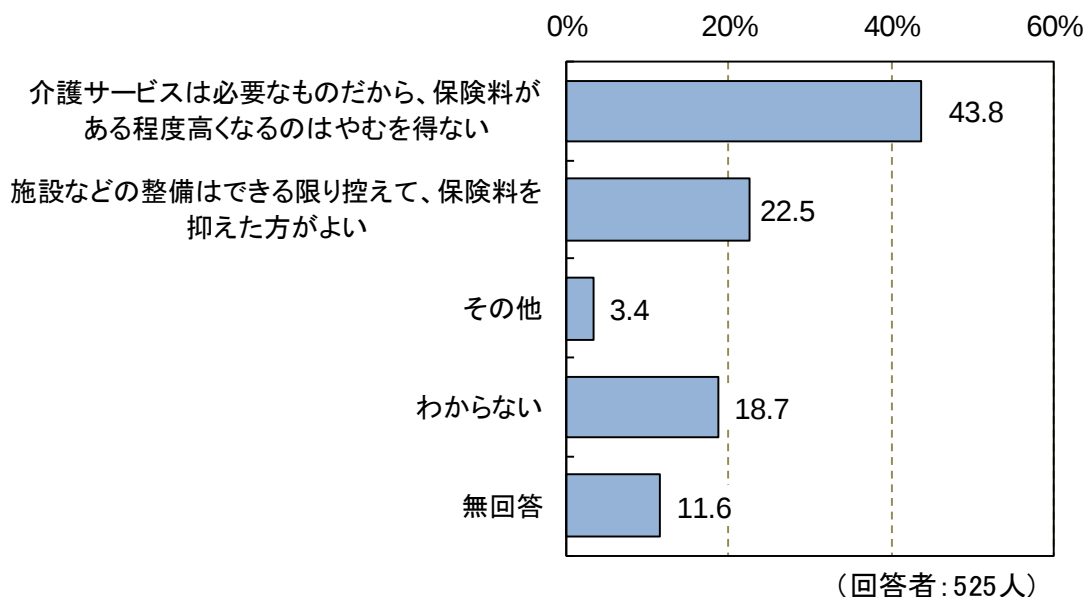
●介護保険料の負担について



⑫介護保険のサービスと保険料の関係について

介護保険のサービスと保険料の関係については、「介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない」が43.8%で最も多く、次いで「施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい」(22.5%)となっています。

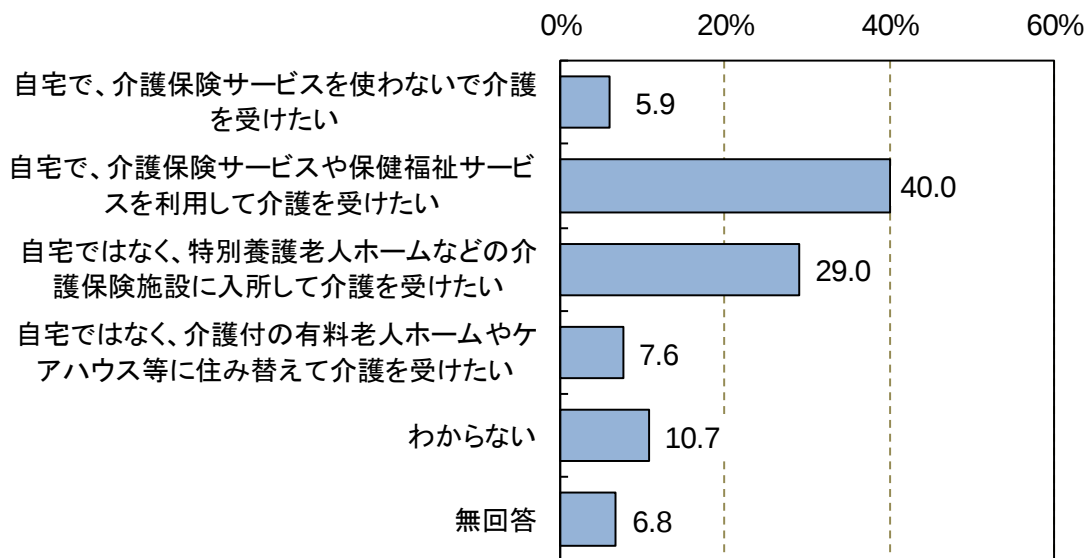
●介護保険のサービスと保険料の関係について



⑬将来希望する介護について

将来介護が必要になった場合に希望する介護は、「自宅で、介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい」が40.0%で最も多く、次いで「自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい」(29.0%)、「自宅ではなく、介護付の有料老人ホームやケアハウス等に組み替えて介護を受けたい」(7.6%)となっています。

●将来希望する介護について



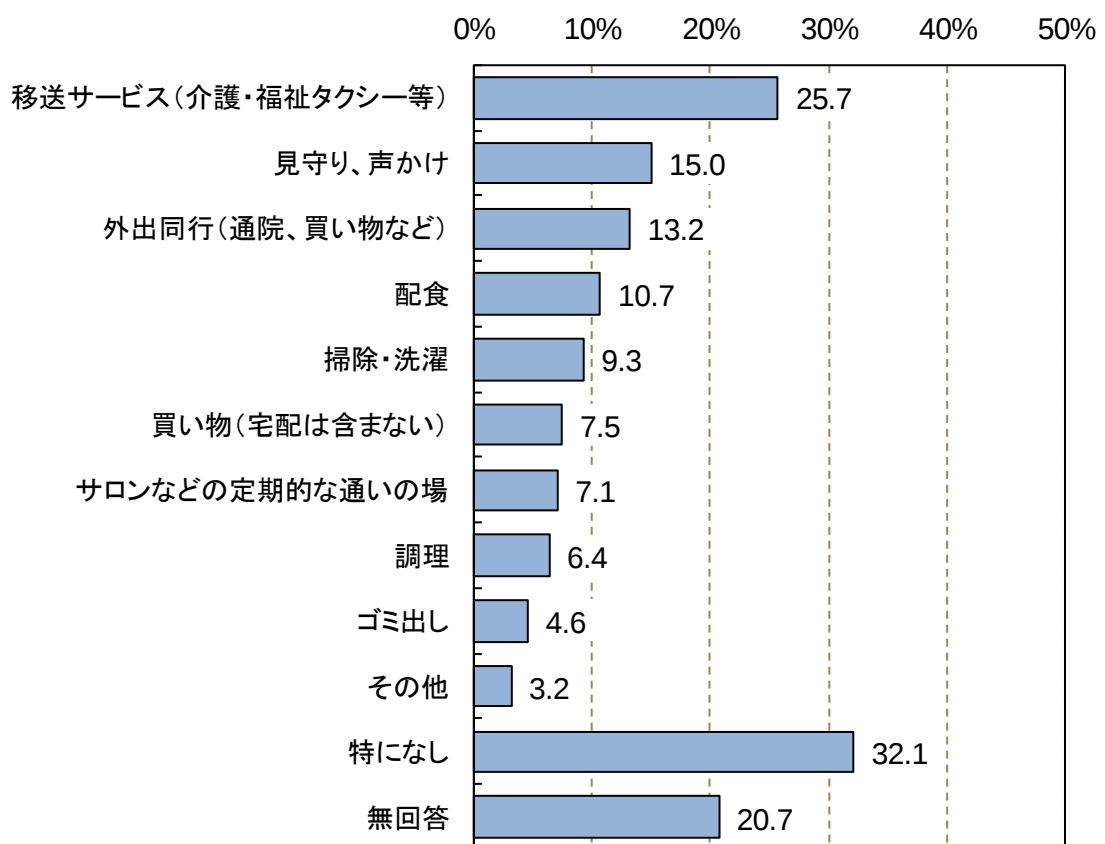
(回答者: 525人)

(3)在宅介護実態調査

①在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）は、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が25.7%で最も多く、次いで「見守り、声かけ」（15.0%）、「外出同行（通院、買い物など）」（13.2%）、「配食」（10.7%）と続いています。

●在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて



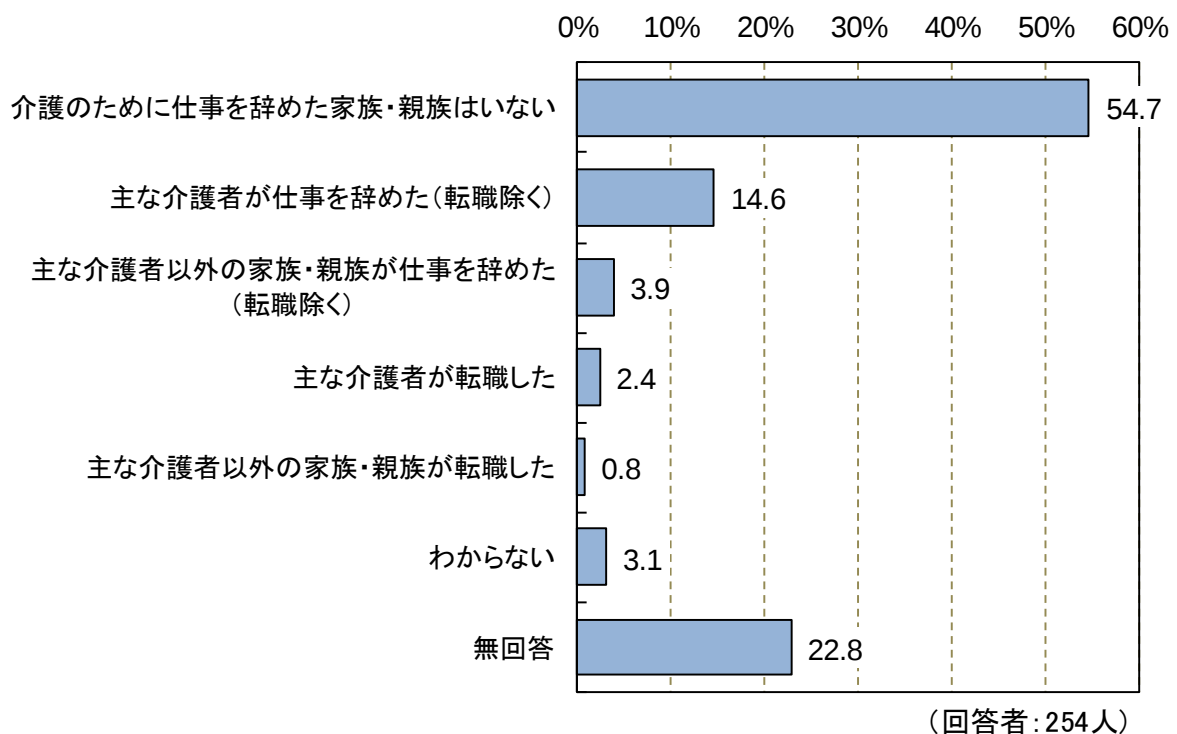
(回答者: 280人)

②介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかは、54.7%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

その他、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」（14.6%）、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」（3.9%）、「主な介護者が転職した」（2.4%）、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」（0.8%）となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が21.7%います。

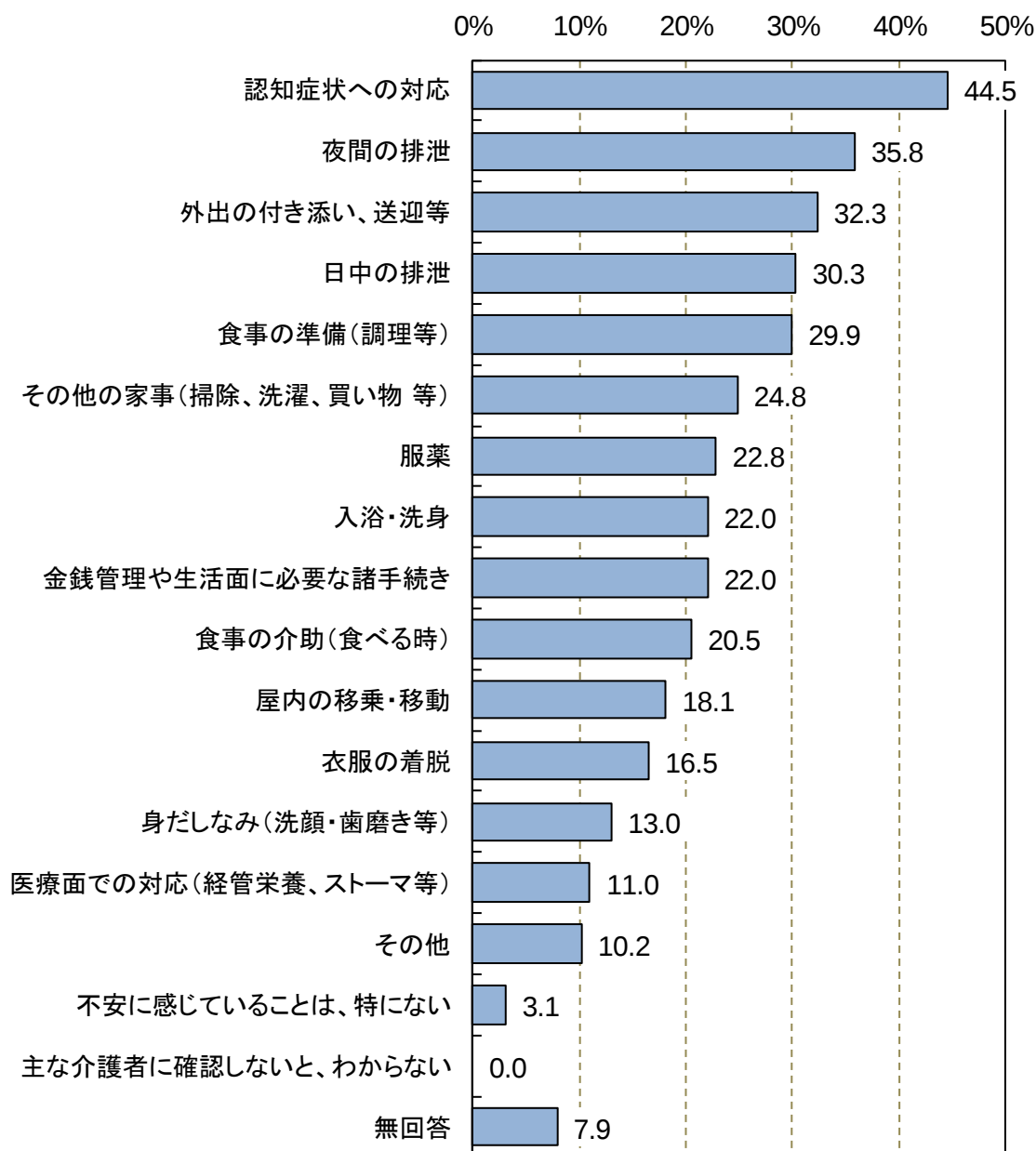
●介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか



③主な介護者の方が不安に感じる介護等について

主な介護者が不安に感じる介護等の内容は、「認知症状への対応」が44.5%で最も多く、次いで「夜間の排泄」(35.8%)、「外出の付き添い、送迎等」(32.3%)、「日中の排泄」(30.3%)と続いています。

●主な介護者の方が不安に感じる介護等について

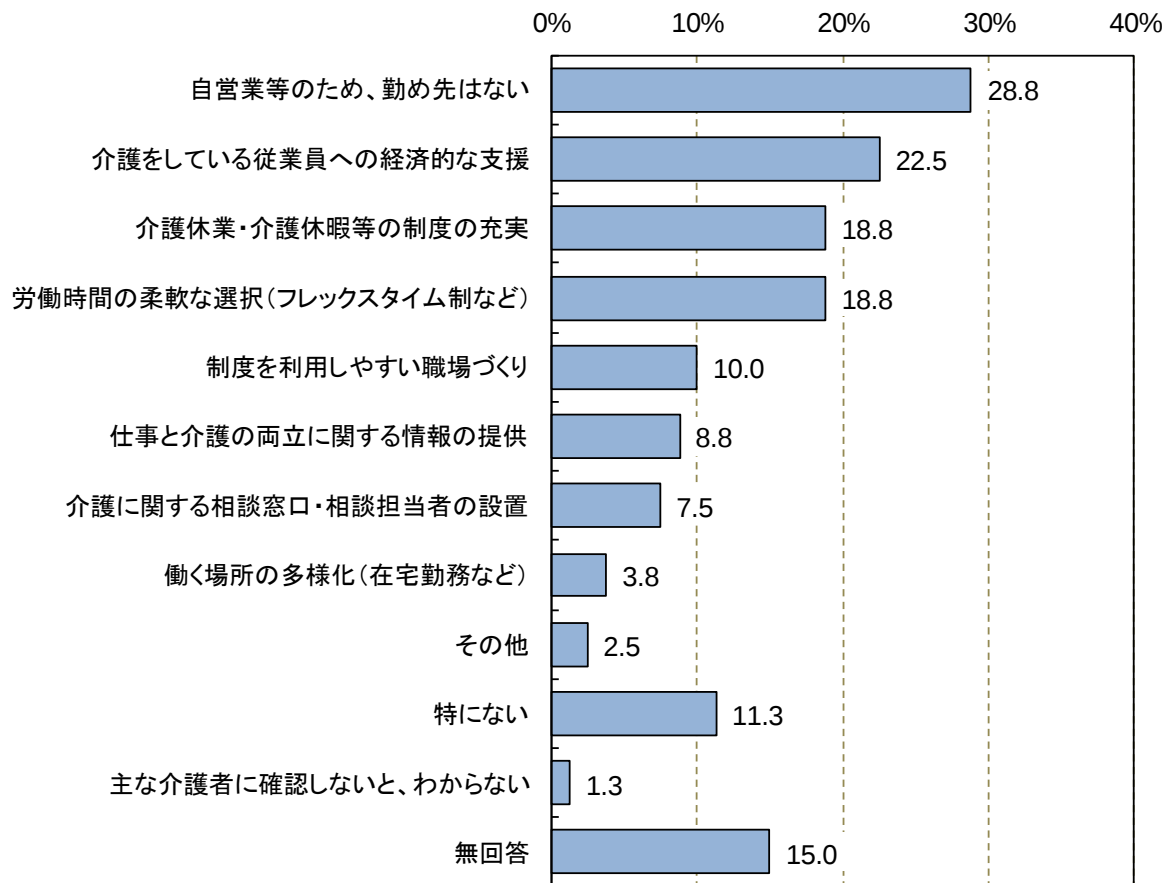


(回答者: 254人)

③仕事と介護の両立に効果がある支援について

勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うか尋ねると、「介護をしている従業員への経済的な支援」が 22.5%と最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（ともに 18.8%）、「制度を利用しやすい職場づくり」（10.0%）と続いています。

●仕事と介護の両立に効果がある支援について



(回答者:80人)

3 南相馬市の介護・福祉事業の状況

本市では様々な介護・福祉事業を展開しており、前計画期間（平成27年度～平成29年度）における主な事業の目標と実施状況を項目ごとにまとめました。

（1）高齢期の健康づくり・生きがいづくりへの支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
敬老祝金等事業	支給者数 77歳(人)	772	682	808	755	626	727
	支給者数 88歳(人)	466	516	643	424	387	451
	支給者数 99歳(人)	27	61	86	23	30	23
	支給者数 100歳(人)	20	27	61	16	18	24

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

(2) 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
車いす同乗軽自動車貸出事業	貸出件数(件)	300	400	420	238	257	250
外出支援サービス事業	運行回数(回)	300	300	300	206	145	192
日常生活用具給付等事業	電磁調理器 等	3	3	3	2	5	8
	福 祉 電 話	15	15	15	14	16	14
マッサージ等施術費助成事業	利用者数(人)	190	220	250	132	123	120
軽度生活援助事業	サービス提供時間(時間)	5,760	5,880	5,880	4,759	5,358	5,600
	サービス利用者数 (人)	99	110	110	98	110	120
緊急通報装置貸与等事業	貸出台数(台)	338	385	425	313	269	300
配食サービス事業	対象者数(人)	120	120	120	160	196	235
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	助成件数(件)	38	45	48	25	30	46
住宅改修支援事業	支援件数(件)	50	50	50	30	33	35

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

(3) 高齢者の不安や心配、困りごとに対する支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
地域実態把握の推進	ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の実態把握数(件)	3,000	3,000	3,000	1,959	1,911	2,279

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

(4) 介護予防・認知症予防の充実

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
介護予防普及啓発事業 (健康教育)	健康教育の実施回数 (回)	100	100	100	79	77	80
介護予防普及啓発事業 (元気高齢者運動教室)	実施回数(回)	—	—	—	159	160	160
筋力向上トレーニング事業	教室参加者数(人)	96	96	96	89	93	94
複合プログラム介護予防事業	参加者数(人)	30	30	30	42	39	45
地域介護予防活動支援事業	教室開催回数(箇所)	3	10	20	7	11	14
介護予防サポーター育成支援事業	集いの場のリーダーの 育成人数(人)	30	50	80	38	64	82
福祉バス運行事業	運行回数(回)	180	180	180	190	190	—
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス(人)	—	—	実施	—	実施	実施
	通所型サービス(人)	—	—	実施	—	実施	実施
認知症予防普及啓発事業	参加者数(人)	200	200	200	269	438	200
認知症サポーター養成事業	養成者数(人)	100	100	100	131	277	400
徘徊高齢者等早期身元特定事業	対象者数(人)	—	50	50	—	1	5

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

(5) 要支援・要介護者に対する支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
制度及びサービスの周知	制度等の広報回数(回)	5	5	5	4	4	5
介護スタッフ等専門人材の養成・ 確保の支援(介護職員初任者研修 講座の開催)	養成講座開催回数(回)	4	4	4	4	4	4
	受講者数(人)	80	80	80	60	39	60
	資格取得者数(人)	80	80	80	55	39	60
介護サービス提供事業者の活動 環境の整備	情報交換会の開催(回)	1	1	1	1	1	2
介護支援専門員の資質向上や業 務支援	研修会・情報交換会の開 催(回)	2	2	2	2	2	2
家族介護教室事業	参加者数(人)	550	550	550	385	317	350
	開催回数(回)	16	16	16	15	14	16
紙おむつ・介護用品助成事業	助成件数(件)	1,212	1,300	1,380	1,198	1,194	1,250
家族介護者交流事業	参加者数(人)	110	120	120	100	93	120
	開催回数(回)	8	8	8	8	8	8
地域密着型サービス事業所への 指導の実施	実地指導実施割合(%)	0	50	50	0	100	100
介護認定・給付の適正化 ①要介護認定調査結果の点検 ②医療情報との突合 ③介護給付費通知	①認定調査票の点検割合 (%)	100	100	100	100	100	100
	②縦覧点検の実施	—	実施	実施	—	実施	実施
	③通知書の送付	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

4 南相馬市の介護保険事業の状況

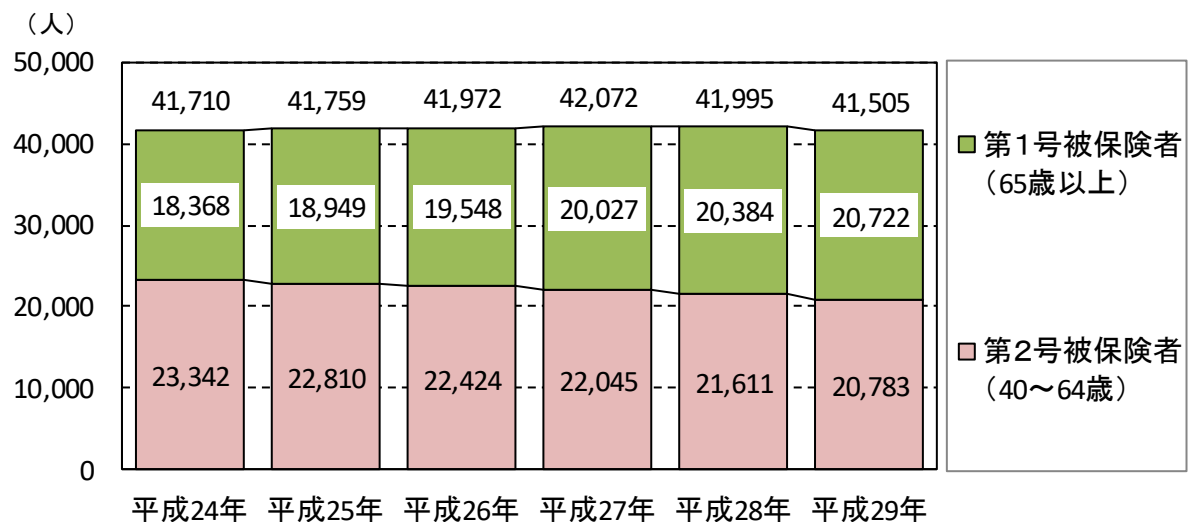
本市の被保険者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、介護給付費の状況、介護保険サービス事業所の状況は次のとおりです。

(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数の推移をみると、平成24年から平成27年にかけて増加傾向で推移していましたが、平成28年から減少に転じています。

また、被保険者種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）は年々増加していますが、第2号被保険者（40～64歳）は年々減少しています。

○南相馬市の介護保険被保険者数の推移



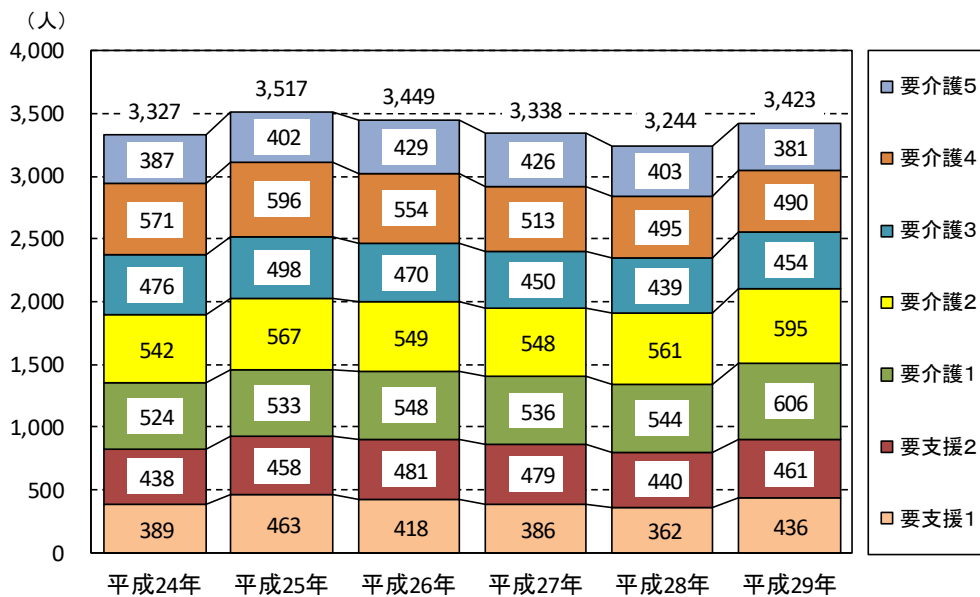
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成25年以降減少傾向で推移していましたが、平成28年から平成29年にかけて増加し3,423人となっています。

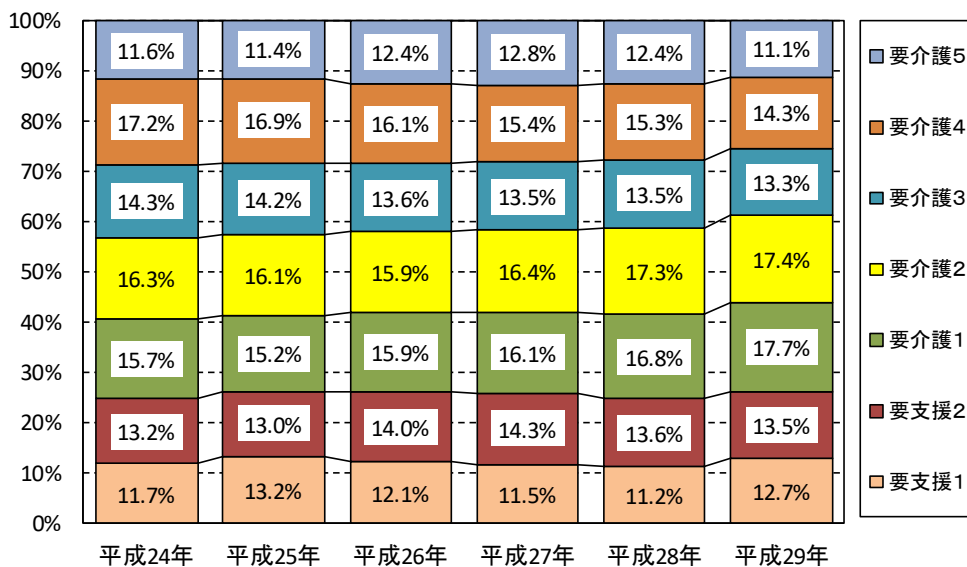
また、要介護度別の構成比は、ほぼ同じようなバランスとなっていますが、要支援1から要介護2の比較的低度の認定者割合が微増傾向にあります。

○南相馬市の要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

○要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

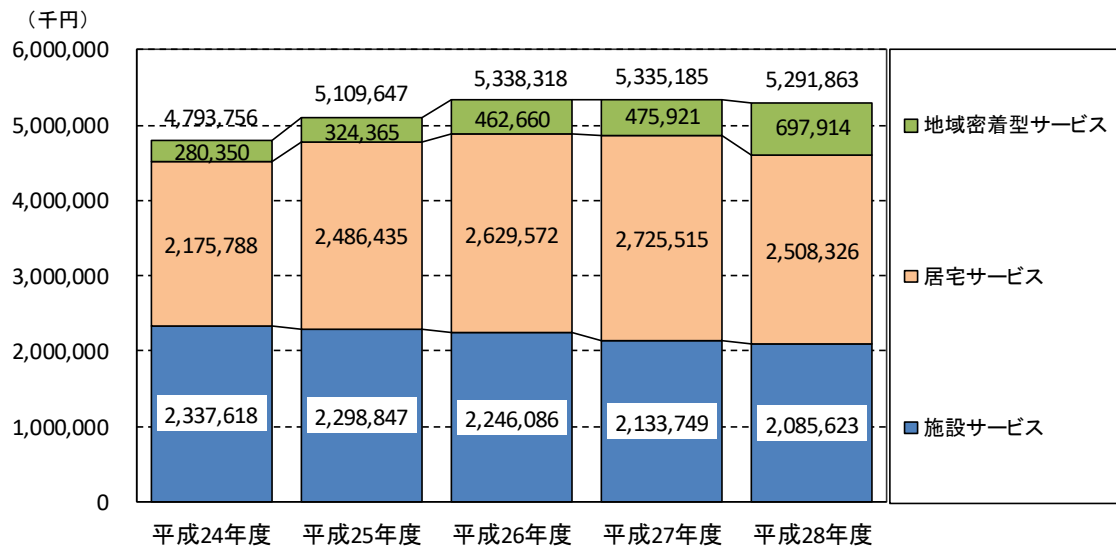
(3) 介護給付費の状況

■サービス別給付費と構成比の推移

本市の介護保険サービスの利用者数と給付費をみると、平成24年度から平成26年度は増加傾向で推移していましたが、平成27年度以降は減少に転じています。

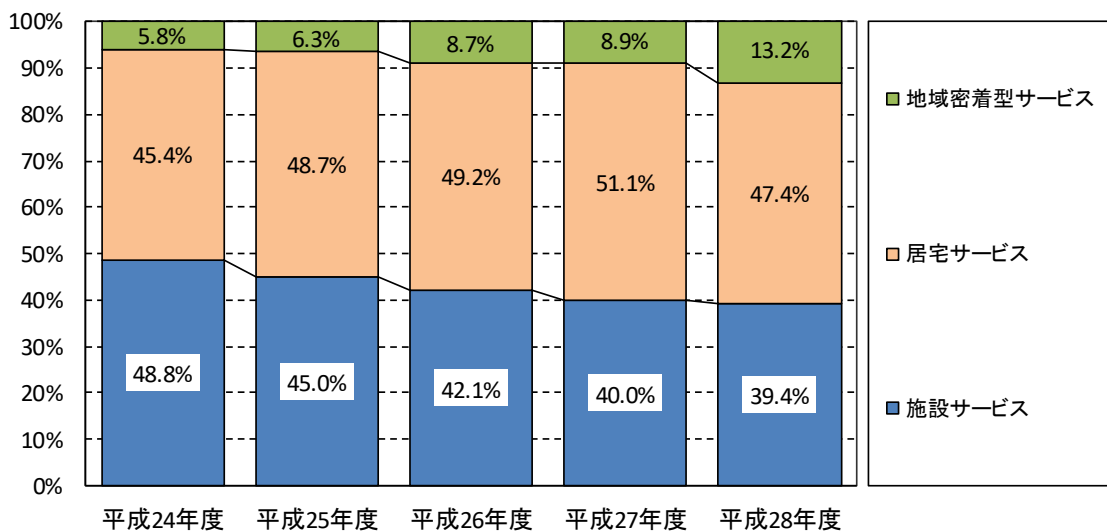
給付費の構成比をみると、平成27年度から平成28年度にかけて地域密着型サービスの構成比が大幅に増加しています。

○サービス別給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

○サービス別給付費の構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告

(4) 市内の介護保険サービス事業所(施設)の状況

平成29年12月現在、本市内に開設中の入居系サービス（介護保険施設と認知症対応型共同生活介護）は計14施設で定員は749人、在宅系サービス（居宅サービスと地域密着型サービス）は計67事業所となっています。

① 入居系サービス（介護保険施設・認知症対応型共同生活介護（グループホーム））

施設の種類		震災前	震災後			現稼働 施設
			新・増設	休 止	廃 止	
1.介護老人福祉施設	施設数	5	－	1	－	4
	床 数	310	80	50	－	340
2.介護老人保健施設	施設数	3	－	－	－	3
	床 数	258	42	－	－	300
3.介護療養型医療施設	施設数	2	－	－	1	1
	床 数	31	－	－	21	10
4.認知症対応型共同生活介護	施設数	5	2	－	1	6
	床 数	81	36	－	18	99
合 計	施設数	15	2	1	2	14
	床 数	680	158	50	39	749

南相馬市長寿福祉課調べ（H29年12月）

② 居宅系サービス

施設の種類		震災前	震災後			現稼働 施設
			新・増設	休 止	廃止・統合	
1.訪問介護	事業所数	13	1	2	3	9
2.訪問入浴介護	事業所数	4	1	1	1	3
3.訪問看護	事業所数	5	2	2	1	4
4.訪問リハビリ	事業所数	－	2	1	－	1
5.通所介護	施設数	13	9	1	2	19
6.通所リハビリテーション	施設数	3	－	－	－	3
7.短期入所生活介護	施設数	5	－	1	－	4
8.短期入所療養介護	施設数	5	－	1	－	4
9.認知症対応型通所介護	施設数	3	－	2	－	1
10.指定居宅介護支援事業者	事業所数	19	4	3	2	18
11.小規模多機能型居宅介護	事業所数	－	1	－	－	1
合 計		70	20	14	9	67

南相馬市長寿福祉課調べ（H29年12月）

5 高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点の整理

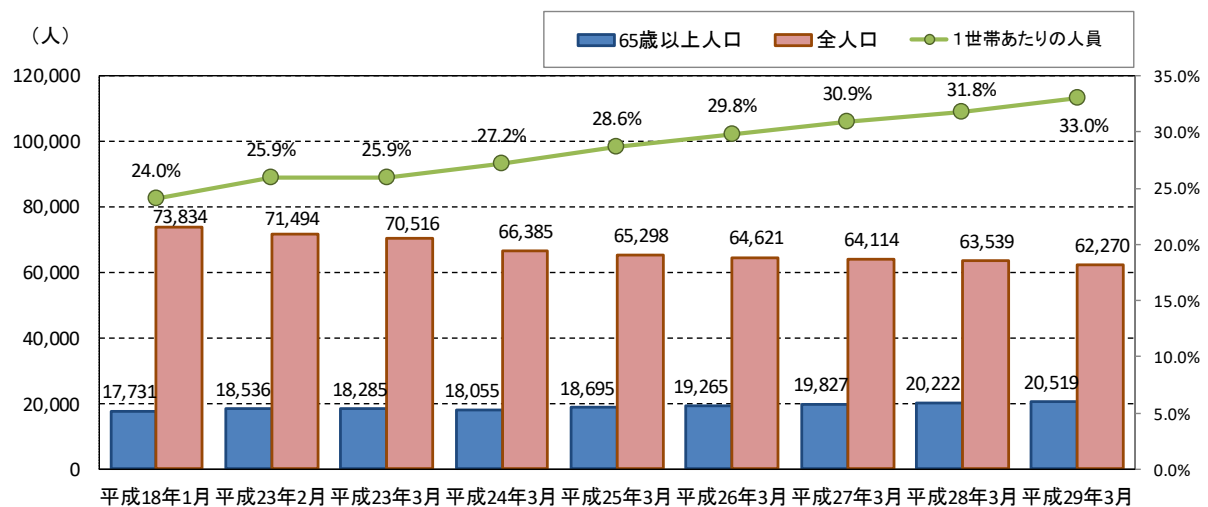
本市においては、震災前も少子・高齢化の進行に伴い、年々高齢化率が上昇し続けていましたが、団塊世代の高齢期への到達に加え、平成23年3月11日の東日本大震災と、福島第一原子力発電所事故の影響による若年層の市外避難等から高齢化率はさらに上昇しており、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

(1) 高齢化率の上昇

合併時 24.0%だった本市の高齢化率は年々上昇し、震災直前の平成23年2月では1.9ポイントアップの25.9%となり、平成29年3月末現在では33.0%まで上昇しています。

総務省統計局が平成29年9月に発表した人口推計によると、全国の高齢化率は27.7%（平成29年9月1日）、福島県企画調整部による現住人口調査月報による福島県の高齢化率は30.2%（平成29年9月1日）、南相馬市では35.1%（平成29年9月1日）となっており、これらと比較しても本市の高齢化率は高い状況にあります。

○高齢化率の推移



資料：住民基本台帳

(2) 介護サービス事業所の介護職員(ヘルパー)不足

本市では現在、入居系施設が14施設(特別養護老人ホーム4、老人保健施設3、介護療養型医療施設1、グループホーム6)が稼働しています。

しかし、特別養護老人ホーム等において、ベッドは空いているものの介護職員不足によりフル稼働できないなどの深刻な状況が続いています。

介護職員については、震災当時に比べ増えてはいるものの、本来必要とされる人員数に達していない状況です。

今後、小高区の特別養護老人ホームの再開が見込まれ、これらを考慮しても人員が不足しており、介護に携わる職員の養成・確保が喫緊の課題となっています。

○介護職員(ヘルパー)の必要数の推移

(単位:人)

調査数	平成23年2月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月	平成28年11月	平成29年8月
入居系	135	124	118	120	118	123
居宅系	190	168	184	180	150	167
計	325	292	302	300	268	290
比較	—	△ 33	△ 23	△ 25	△ 57	△ 35

資料：南相馬市長寿福祉課調べ

(3) 入居系施設への希望者の増加

震災以前から入居系施設への入居希望者は多い状況ですが、施設を増やせば介護保険料の増加を招き、また、施設で働く介護職員も不足しており、施設の新増設については慎重に判断する必要があります。

(4) 介護予防の充実

高齢になるにつれて運動機能の低下に該当する方が増え、またそれに伴い転倒リスクや閉じこもりの傾向が高まることにもつながります。そのため、誰もが身近な地域で通える活動の場を設置し、気軽に運動や交流を深める機会を増やすことが重要と考えます。

今後も、心の健康・体の健康の維持増進による健康寿命の延伸のためにも、地域ぐるみで推進できるような環境の整備・充実と人材育成が課題となってきます。

(5) 認知症予防の推進

急速な高齢化に伴い、認知症高齢者も増加することが推測されています。

今回の調査では「もの忘れが多い」と感じている人は50.5%で、他の項目と比べても高い状況です。多くの方は日常生活には問題はありませんが、将来的な不安を感じています。

また、介護者が不安に感じる介護等の内容も「認知症状への対応」が最も多いことから、認知症対策は高齢者本人・家族介護者にとどまらず、地域の課題として取り組む必要があります。

(6) 独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加

震災・原発事故の影響により若い世代が市外へ避難し、高齢者のみが市内に残る、またはいったん避難したものの高齢者だけが帰還しているなどの状況から、独居高齢者・高齢者のみ世帯が増加しています。

また、独居高齢者世帯では孤独死の心配もあり、高齢者が社会から孤立しないよう社会との関わりを保つ仕組みづくりと、行政や関係機関だけでなく、事業者や地域住民も含め、まち全体で高齢者を見守る環境の整備が必要となっています。

(7) 要支援・要介護認定者の増加

平成29年9月末現在の認定者は、3,423人となっています。近年は減少傾向で推移していますが、要介護度別の構成でみると、要介護1・要介護2の比較的軽度の認定者割合が増加傾向にあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 人口推計等

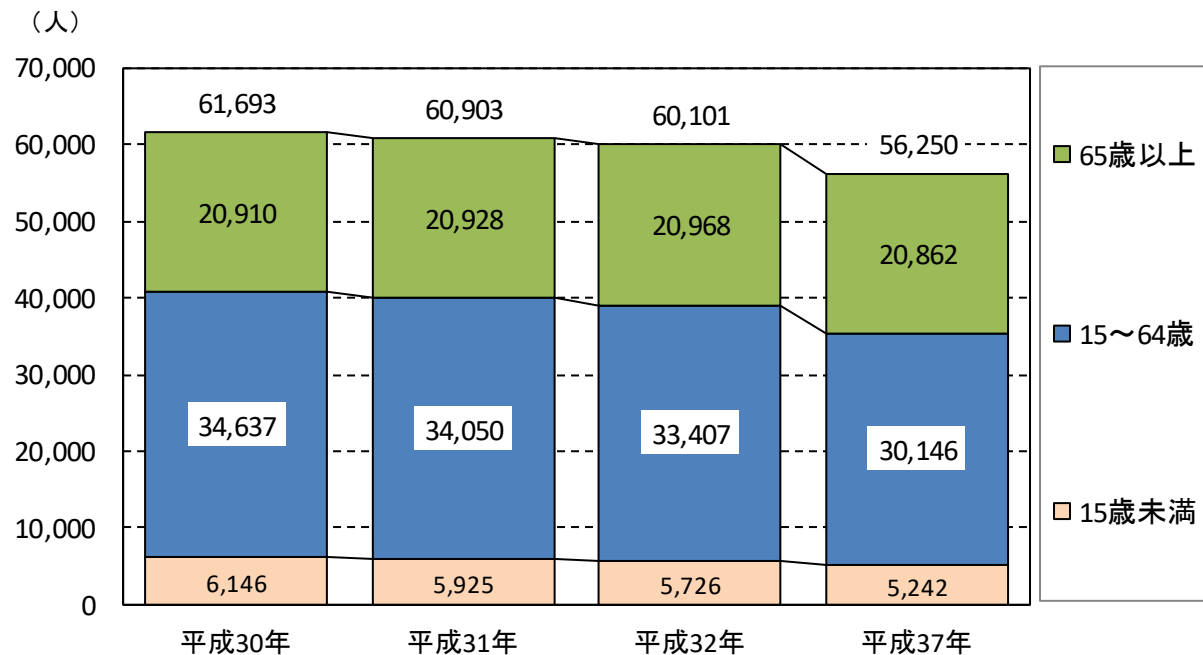
(1) 人口推計

平成24年から平成28年の住民基本台帳を基にして算出した平成30年以降の総人口は減少傾向で推移し、平成32年の総人口は60,101人と予測されます。

また、平成32年の計画期間内では高齢者の増加がみられますが、平成37年の目標年では高齢者の減少がみられます。

しかし、それに以上に介護や地域を支える15～64歳の生産年齢人口が急激に減少しており、平成37年の構成比でみると15～64歳で53.6%、65歳以上で37.1%となっています。

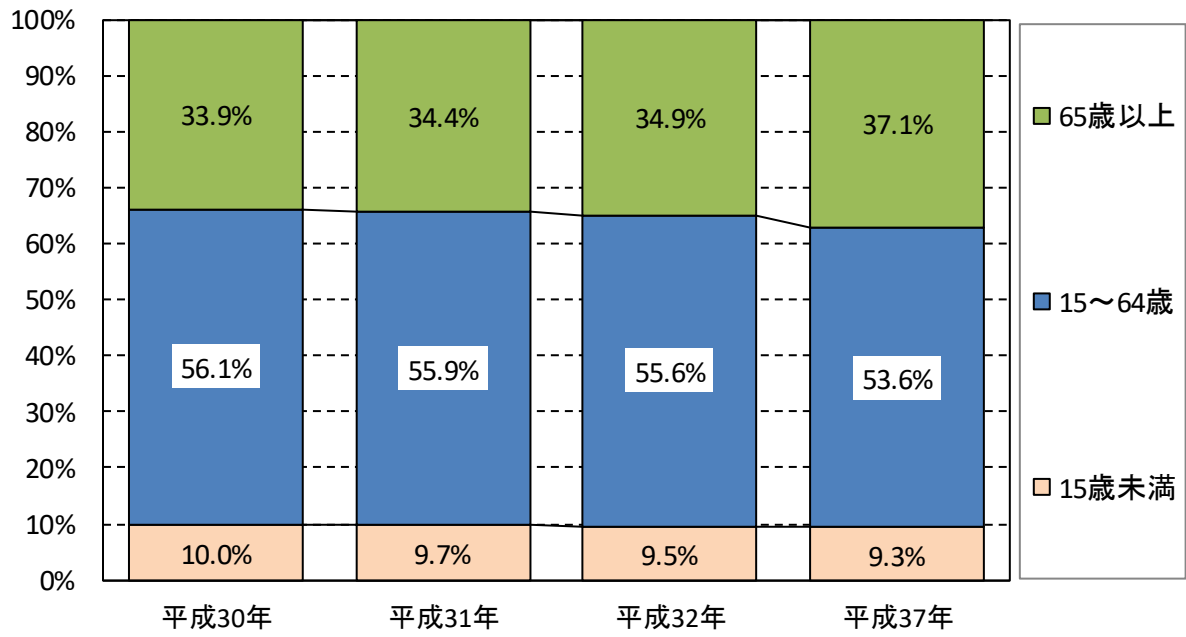
○人口推計



※平成24年から平成28年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

○年齢3区分人口構成比の推移

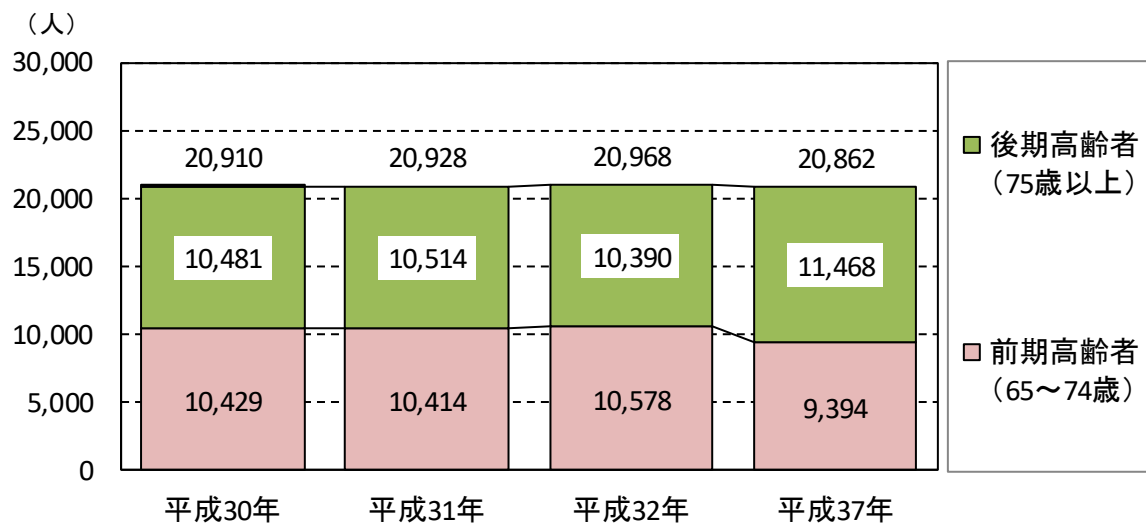


(2) 高齢者人口の推計

平成24年から平成28年の住民基本台帳を基にして算出した平成30年以降の高齢者人口は、増加傾向で推移し、平成32年の高齢者人口は20,968人と予測されます。

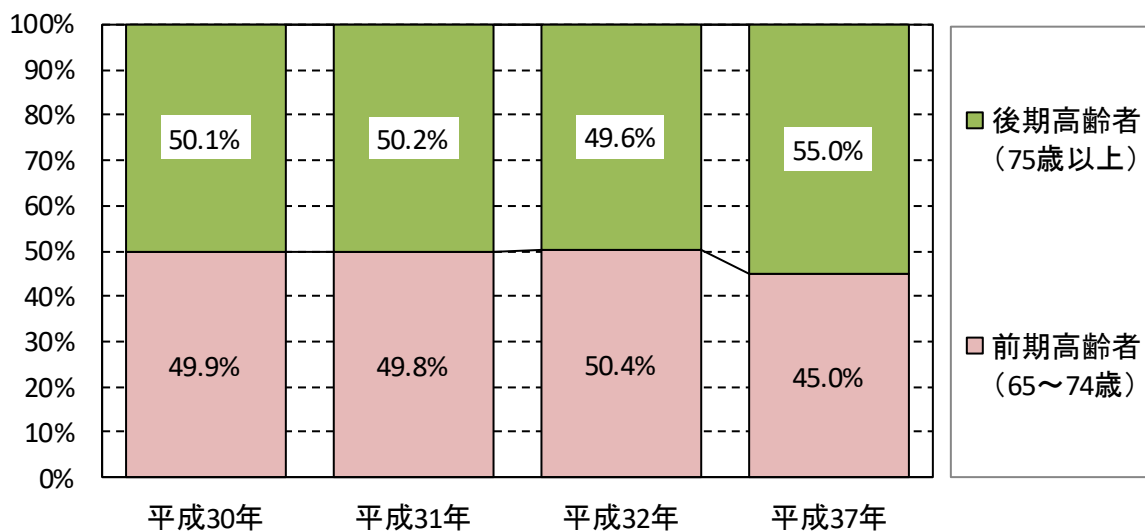
さらに、推計高齢者人口の前期高齢者と後期高齢者の比率をみると、平成31年までは、後期高齢者比率が若干多い状態でしたが、平成32年では、前期高齢者比率が多くなります。なお、平成37年では、団塊の世代が後期高齢者となることもあり後期高齢者割合が大幅に増加しています。

○前期・後期高齢者人口の推計



※平成24年から平成28年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

○前期・後期高齢者比率の推計



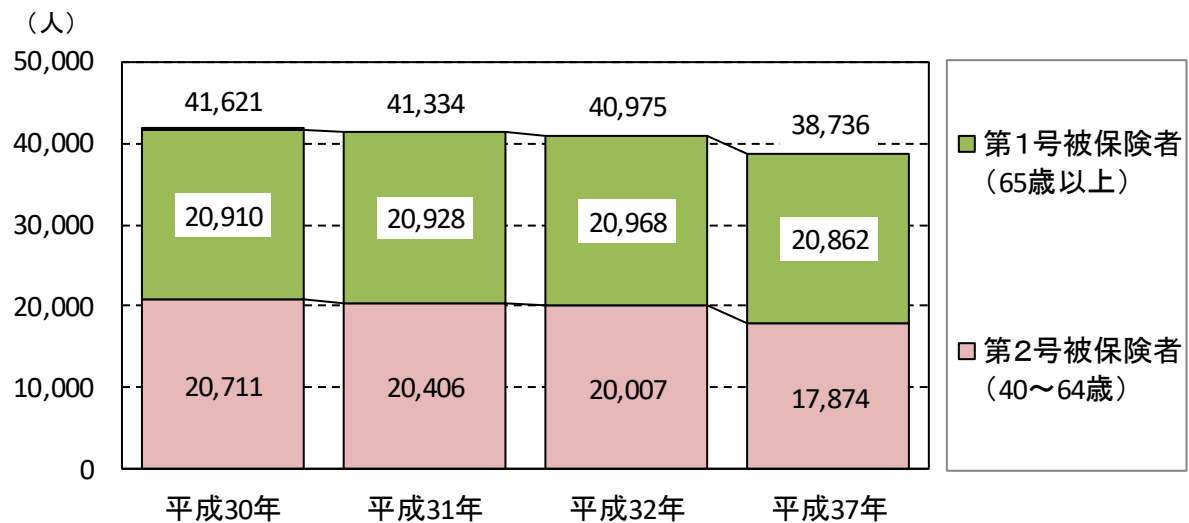
※平成24年から平成28年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(3) 被保者数の推計

平成24年から平成28年の住民基本台帳を基にして算出した平成30年以降の介護保険被保険者数の推移をみると、減少傾向で推移し、平成32年には40,975人と予測されます。

また、被保険者種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）は年々増加していますが、第2号被保険者（40～64歳）は年々減少しています。

○第1号被保険者数と第2号被保険者の推計

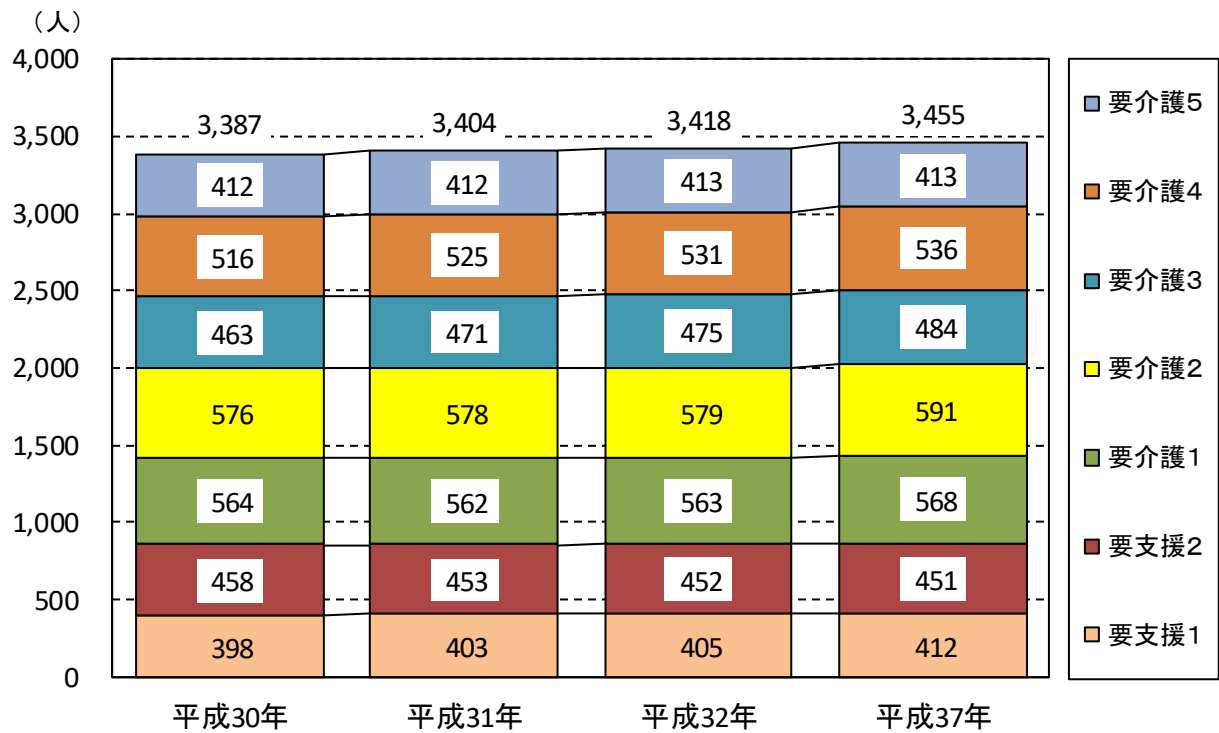


※平成24年から平成28年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(4) 要介護等認定者の推計

平成30年以降の人口推計と認定率の実績を基に算出した平成30年以降の要介護等認定者数は、増加傾向で推移し、平成32年の要介護等認定者数は3,418人と予測されます。

○要介護等認定者の推計



2 計画の基本理念・基本目標

(1) 計画の基本理念

本計画における基本理念は、本市の最上位計画である「南相馬市復興総合計画」のまちづくりの基本指針の一つである以下の理念を基本理念に据えます。

基本理念

健康で安心して

暮らすことができるまち、南相馬

本計画は、この基本理念のもと、「南相馬市復興総合計画」において位置づけられる高齢福祉・介護分野の実施策の推進を図り、高齢福祉・介護保険分野の戦略目標の達成を目指します。

(2)計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の3点を掲げます。

基本目標1 高齢者が、明るく元気に生き生きと生活できること

高齢者が、いつまでも活動的な生活を送ることができるよう、高齢者自身の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりと介護予防の取り組みを推進していきます。そのために、心身の健康の維持・増進とともに、社会とのかかわりを保ちながら、すべての高齢者が地域の中で生きがいを日々実感しながら充実した生活が送れるよう支援していきます。

基本目標2 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること

高齢期を迎え、単身になっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境が必要です。そのため、市が提供するさまざまな福祉サービスを組み合わせながら、生活が維持できる体制を整備します。

基本目標3 高齢者が、人とのつながりの中で安心して生活できること

高齢者の不安や孤独感は、震災を機に高まり、いまだそれを解消するには至っていません。それらを解消し、いかに安心して暮らしてもらえるかは重要なことです。そのため、市民の福祉意識を高め、高齢者とつながりを持ち、地域全体で高齢者を支えていくことのできる温かい心の通う地域づくりを目指します。高齢者の日常生活を総合的に支援するため、市民の福祉活動の促進と保健・医療・介護・福祉の連携に努め、地域における総合支援体制の構築を目指します。

3 基本施策

基本施策は、基本目標を達成するための取組であり、計画の柱となるものです。

本計画においては、前計画の基本施策を踏襲し、さらに、平成37年度を見据えた地域包括ケアシステムの強化を推進するための「地域包括ケアシステムの深化・推進」を新たな柱として加え、6つの柱により高齢者が健やかに生活していけるよう、各事業を効果的に進めていくこととします。

★基本施策★

- 1 高齢期の健康づくり・生きがいづくりへの支援
- 2 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援
- 3 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 4 認知症施策の推進
- 5 要支援・要介護者に対する支援
- 6 被災高齢者への支援

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

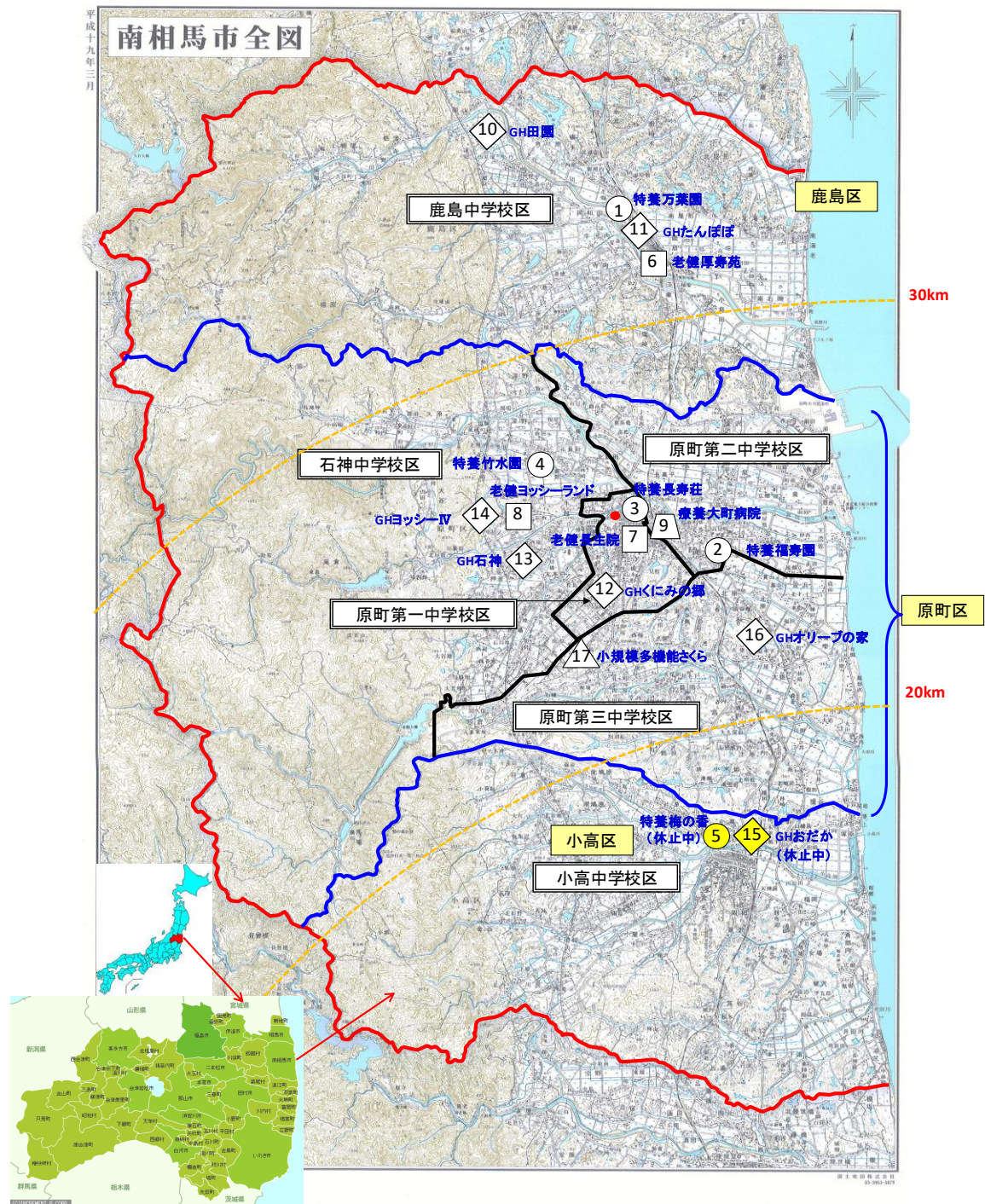
本市における具体的な圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、おおむね中学校区に準じた6つの圏域を設定しており、今回の計画でも引き続きこの6圏域を日常生活圏域として継続することとします。

○南相馬市の日常生活圏域

圏域名	地 域	高齢者人口
小高中学校区	小高区の全域	3,204 人
鹿島中学校区	鹿島区の全域	3,585 人
原町第一中学校区	国見町、上町、西町、三島町、北町、小川町、本町、南町、本陣前、橋本町、栄町、大町一丁目、東町一丁目、二見町一丁目、上太田（陣ヶ崎1）	4,962 人
原町第二中学校区	大町二丁目・三丁目、東町二丁目・三丁目、旭町、二見町二丁目～四丁目、青葉町、錦町、桜井町、高見町、日の出町、上渋佐、北萱浜、上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉、金沢	3,794 人
原町第三中学校区	萱浜、北原、大甕、雫、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢、小木迫、鶴谷、高、益田、下太田、牛来、中太田、上太田（陣ヶ崎1を除く）、矢川原、片倉、小浜	1,791 人
石神中学校区	大谷、大原、信田沢、深野、長野、北長野、北新田、仲町、馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉	3,386 人

資料：南相馬市情報政策課（H29年9月末）

○南相馬市日常生活圏域、特養・老健・GH等配置図



【特養】①万葉園 ②福寿園 ③長寿荘 ④竹水園 ⑤梅の香

● : 休止中の施設

【老健】⑥厚寿苑 ⑦長生院 ⑧ヨッシーランド

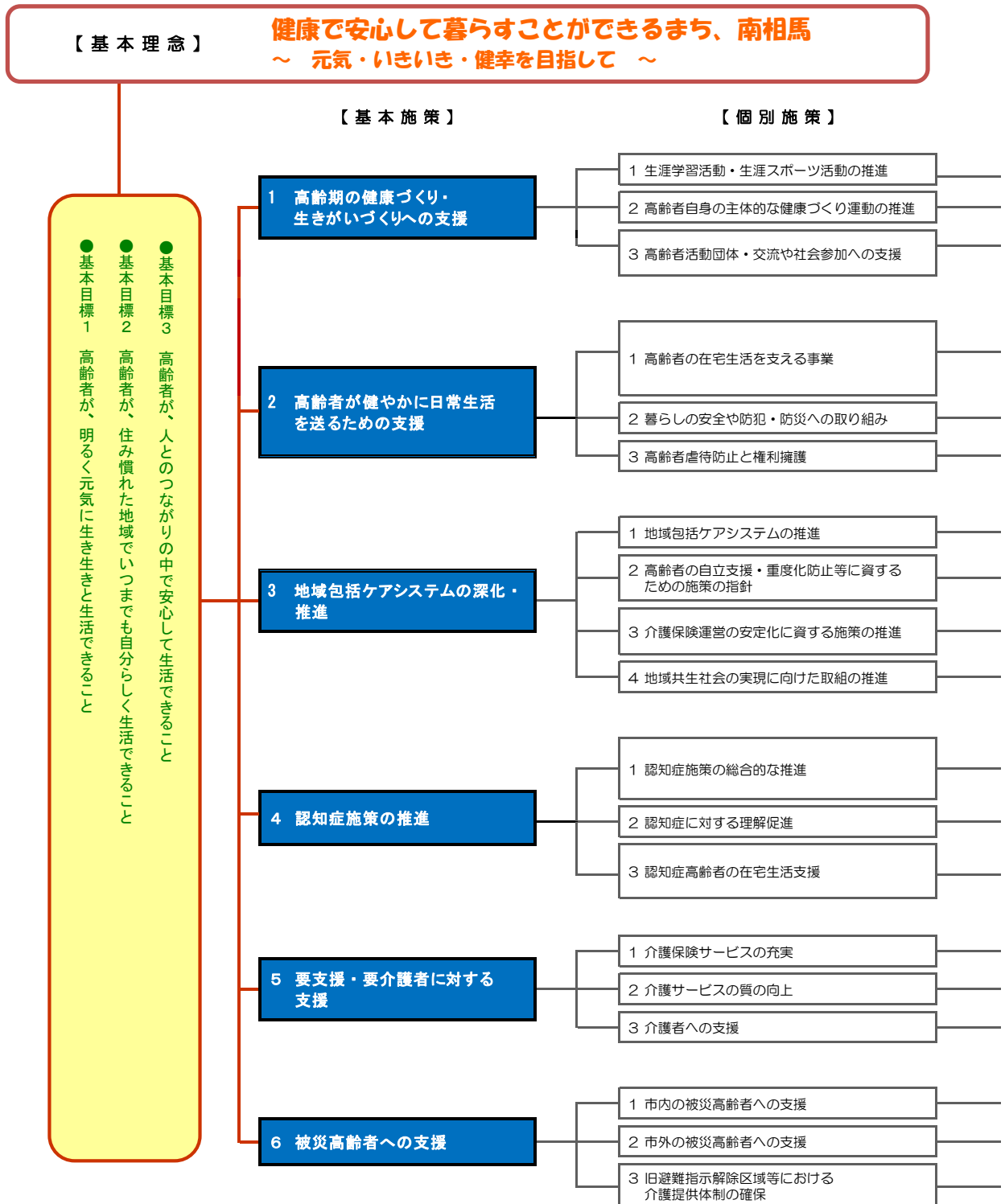
【療養】⑨大町病院

【GH】⑩田園 ⑪たんぽぽ ⑫くにみの郷 ⑬石神 ⑭ヨッシーⅣ ⑮おだか ⑯オリーブの家

【小規模多機能】⑰さくら

資料：南相馬市長寿福祉課（H29年12月末）

5 計画の体系



【主な事業など】

—	(1) 生涯学習活動の推進 (2) 生涯スポーツ活動の推進 (3) 原町老人福祉センターの活用
—	(1) 保健計画と連携した健康づくりの推進 (2) 健康診査
—	(1) 老人クラブ活動への支援 (2) シルバー人材センターの活動支援 (3) シルバー人材センターと連携した就業促進事業 (4) 敬老祝金等支給事業 (5) 金婚祝賀会 (6) 元気高齢者の活動支援
—	(1) 高齢者生活支援ガイドブック (2) 車いす同乗軽自動車貸出事業 (3) 外出支援サービス事業 (4) 日常生活用具給付等事業 (5) マッサージ等施術費助成事業 (6) 軽度生活援助事業 (7) 緊急通報装置貸与等事業 (8) 配食サービス事業 (9) 生活支援ショートステイ事業 (10) 地域公共交通の再編・充実 (11) 高齢者世帯等へのごみの個別回収等の推進 (12) 安心見守りネットワーク事業 (13) 市民のインフォーマル活動の推進
—	(1) 交通安全対策の充実 (2) 防犯対策の推進 (3) 防災対策の推進
—	(1) 高齢者の虐待防止の推進 (2) 権利擁護事業 (3) 日常生活自立支援事業の推進 (4) 成年後見制度利用支援事業
—	地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます
—	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 医療・介護連携の推進 (3) 介護予防・日常生活支援の充実 (4) 生活支援体制の整備推進 (5) 高齢者のより良い住環境づくりの推進
—	(1) 地域密着型サービス事業所への指導の実施 (2) サービス事業所への立入調査等の実施 (3) 介護認定・給付の適正化 (4) 介護保険料収納率の確保・向上 (5) 介護職員等専門人材の養成・確保の支援
—	(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進 (2) 共生型サービスの推進
—	(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進 (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 (3) 若年性認知症施策の強化 (4) 認知症の人の介護者への支援 (5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 (6) 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 (7) 認知症の人やその家族の視点の重視
—	(1) 認知症健康教育事業 (2) 認知症サポーター養成講座 (3) 認知症サポーターステップアップ講座 (4) 認知症キャラバン・メイト養成、育成支援
—	(1) 認知症相談(もの忘れ相談)事業 (2) 早期認知症の方のつどいの場事業(仮称) (3) 認知症初期集中支援事業 (4) 認知症地域支援推進員の配置 (5) 認知症家族の会等活動団体への支援 (6) 認知症ケア・バスの普及・啓発 (7) 徘徊高齢者等早期身元特定事業
—	(1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保 (2) サービス利用の支援
—	(1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備
—	(1) 家族介護教室事業 (2) 紙おむつ・介護用品助成事業 (3) 家族介護者交流事業 (4) 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成
—	(1) 高齢者等サポート拠点による支援 (2) 応急仮設住宅等における高齢者への生活支援 (3) 被災高齢者の心のケア
—	(1) 原発避難者特例法に基づく特例事務 (2) 南相馬市の在宅サービス
—	長期避難者の早期帰還に向けた環境整備に努めます



第Ⅱ部 施策の展開

第1章 高齢期の健康づくり・生きがいづくりへの支援

「健康であること」、「生きがいを持つこと」、「閉じこもらずに外に出て積極的に人と交流すること」は、高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくための重要な要素であります。そこで、生きがいづくり、健康づくりに関する事業を相互に関連性を持たせて一体的に実施することにより、活力にあふれ、高齢者が元気に暮らせるまちづくりを目指していきます。

1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進

高齢者の生きがいづくりの一助となるよう、生涯を通じた学習活動、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

(1) 生涯学習活動の推進

高齢者の学習意欲の高揚と生きがいづくりの支援のために、出前講座の活用など、生涯学習活動を推進します。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

高齢者の健康増進や生きがいづくり、更にはスポーツ活動を通して、高齢者間の交流や多世代との交流機会の拡充が図られるよう、パークゴルフ場などを活用し、生涯スポーツ活動を推進します。

(3) 原町老人福祉センターの活用

原町老人福祉センターは、高齢者の生きがいづくりのために気軽に利用できる施設として位置づけられています。高齢者の健康増進、生きがい活動や介護予防活動など、高齢者が憩い、集える場としての活用を推進します。

また、施設が老朽化していることから新設を計画しており、平成32年度の供用開始に向け、施設の整備に取り組めます。

2 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進

市が実施する事業の参加を通じた「受け身」の健康づくりだけでなく、日常生活における自らの健康づくりの主体的活動を促します。

(1) 保健計画と連携した健康づくりの推進

【主な取り組み】

○保健計画と連携した健康づくり運動の推進

保健計画における高齢者関連事業を紹介します。

○健康づくりを推進する人材育成

地域で住民主体の健康づくりを実施するため、健康づくりを推進するリーダーを育成します。

○仲間と一緒に健康づくり支援

健康づくりを継続するために、仲間との活動を支援します。

○生涯にわたる歯科保健の推進

おいしく食べたり、楽しく会話するなど、高齢者の口腔機能の維持向上を図るため、歯科健康教室や歯科保健指導を関係機関と連携して実施します。

○自主的な運動習慣の推進

市民が、健康づくりに自主的に活動できるように、ウォーキングや気軽にできる体操などの普及に努め、運動の楽しさを感じ、日常生活に積極的に取り入れられるような取り組みを推進します。

【参考】南相馬市保健計画（後期）の重点施策

（○が高齢者との関係が深い施策）

- I ○生活習慣病予防対策の推進
- II ○疾病予防、がん対策の推進
- III ○生涯にわたる歯科保健の推進
- IV 放射線による健康不安の軽減
- V ○ライフステージに応じた食育の推進
- VI 地域社会で支えるこころの健康づくり
- VII 親子の健康、子どもが健やかに成長する環境づくり
- VIII ○市民の健康を支える医療と環境の充実

(2) 健康診査

40～74歳の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を、75歳以上の方を対象に後期高齢者医療健康診査を実施します。健診受診後には、保健指導・健康相談等を実施します。

3 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援

高齢者が地域社会の中で「いきいき」「はつらつ」と暮らせるよう、高齢者の主体的な活動支援や就労機会の充実を図ります。

(1) 老人クラブ活動への支援

近年、全国的にその衰退が危惧されている老人クラブ活動の育成・発展のために、加入率の減少、役員など世話役の引き受け手不足などの課題の改善に向けた取り組みや、より良い組織づくりについて、関係機関と協議しながら支援を行います。

(2) シルバー人材センターの活動支援

高齢化率が30%を超える本市においては、元気な高齢者自らが社会を支える一員として活躍していただくことが期待されます。そこで、高齢者がこれまで培った知識や技術を活用し、臨時的、短期的な就業を提供し、高齢者の就労の促進と生きがいの充実や福祉の増進のため、事業活動等の支援を行います。

(3) シルバー人材センターと連携した就業促進事業

高齢者の社会参加の一つである就労について、その人の能力に応じて、その人らしく働ける場所や仕事と、働く意欲のある高齢者を結びつけるために、シルバー人材センターと連携した就業促進に取り組みます。

(4) 敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いするため、満 77 歳、88 歳、99 歳、100 歳に達した高齢者に敬老祝金等を支給しておりますが、市や高齢者を取り巻く環境等も勘案しながら、支給対象者等の見直しを検討します。

○事業の実績・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象者数 77 歳(人)	755	626	727	717	773	822
対象者数 88 歳(人)	424	387	451	472	511	522
対象者数 99 歳(人)	23	30	23	50	72	93
対象者数 100 歳(人)	16	18	24	23	50	72

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(5) 金婚祝賀会

個人の長寿以外にも、二人とも元気に結婚 50 周年という大きな節目を迎えた夫婦に対し、市として祝意を表するために金婚祝賀会を開催します。

(6) 元気高齢者の活動支援

本市のまちづくりには若年層のみならず元気な高齢者の力が必要です。元気高齢者によるボランティア活動や高齢者活動を支える NPO 法人等への支援を検討し、多様な形で地域社会に参画してもらい、これまで培ってきた豊富な知識や経験・技術を活かして、自分たちが住む地域を支え、活力ある地域を創造する推進役となってもらうために、その地域での活躍や活動等を PR していきます。

第2章 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活をしていくためには、高齢者それぞれの状態やニーズに合った生活支援が必要です。高齢者の安心で快適な生活を実現するため、在宅での生活支援や、防犯・防災等の取り組みを実施していきます。

1 高齢者の在宅生活を支える事業

自立度が比較的高く在宅で生活する高齢者に対し、住み慣れた地域で自分らしい生活ができる限り長く続けられるよう、日々の生活を支援する事業を実施します。

(1) 高齢者生活支援ガイドブック

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活をしていくため、高齢者支援サービス等をまとめたガイドブックを3年を目安に見直しを行い、65歳以上の高齢者がいるすべての世帯に配布します。

(2) 車いす同乗軽自動車貸出事業

歩行が困難な高齢者等が医療機関や公共施設等へ外出する際、その家族に対し、車いす同乗軽自動車の貸出を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
貸出件数(件)	238	257	250	270	300	330

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

(3) 外出支援サービス事業

概ね65歳以上の高齢者で心身に障がいがあるため一般の交通機関を利用することが困難な方で、市民税非課税世帯の方を対象に、リフトつき車両等により、主に利用者の居宅と医療機関との間の送迎を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
運行回数(回)	206	145	192	220	250	270

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

(4) 日常生活用具給付等事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等で市民税非課税世帯を対象に、日常生活上安全確保が必要な方に対して、電磁調理器等の給付又は福祉電話の貸与を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
電磁調理器等(台)	2	5	8	8	8	8
福祉電話(台)	14	16	14	15	15	15

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

(5) マッサージ等施術費助成事業

70歳以上又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方で、市県民税が非課税又は均等割課税の方を対象に、健康の維持・増進、心身の疲労回復を図るため、マッサージ施術費の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	132	123	120	120	130	130

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

(6) 軽度生活援助事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行の防止を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス提供時間(時間)	4,759	5,358	5,600	5,800	6,000	6,200
サービス利用者数(人)	98	110	120	130	140	150

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(7) 緊急通報装置貸与等事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ的確な救援体制により生活不安を解消します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
貸出台数(台)	313	269	300	320	330	340

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(8) 配食サービス事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、心身の障がい等により食事の調理が困難な方を対象に、栄養のバランスのとれた食事を調理し配食サービスを提供することにより、低栄養状態の予防、健康及び自立生活の支援を図るとともに、元気高齢者のボランティア活用等により見守り機能を強化します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象者数(人)	160	196	235	270	300	330

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(9) 生活支援ショートステイ事業

概ね 65 歳以上の高齢者の方を在宅で介護（援護）している家族を対象に、一時的に要援護者を預けられるように、利用者が負担金を負担し養護老人ホーム等で一時的に要援護者が生活できるようにします。

(10) 地域公共交通の再編・充実

公共交通の活性化及び再生並びに持続可能な公共交通の実現に向け、地域公共交通の再編・充実を図り、高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な交通手段の確保に努めます。

(11) 高齢者世帯等へのごみの個別回収等の推進

高齢化等により、高齢者自らがごみの分別や、集積所までの運搬が困難な方が見受けられることから、高齢者世帯等に対するごみの個別回収や分別支援のシステム構築について検討してまいります。

(12) 安心見守りネットワーク事業

行政区長や児童・民生委員をはじめ、郵便、新聞、牛乳等の配達、電気や水道の検針、荷物の宅配を行う事業者等と協力し、高齢者等の見守り活動に努め、更なる事業者の参入について要請を行ってまいります。

(13) 市民のインフォーマル活動の推進

高齢者の見守り活動には地域住民の積極的な協力が不可欠です。

そこで、地域における支え合いやボランティア活動などのインフォーマルな活動を促進し、高齢者を継続的に見守る地域づくりを推進します。

注：インフォーマル活動とは…公式に規定される活動ではなく、非公式な自主的活動のこと。本文中の意味合いで具体例を挙げると、近隣の助け合いや住民による相互扶助活動などを指します。

2 暮らしの安全や防犯・防災への取り組み

高齢者をはじめ、すべての地域住民が安心して暮らすことができるよう、各地域における防犯、防災対策の充実を図ります。

(1) 交通安全対策の充実

交通安全の観点からは、高齢者は被害者だけでなく加害者ともなりうる存在です。そこで、警察署や交通指導員・交通教育専門員等と連携し、高齢運転者向けの運転講習や交通安全教室などを行うほか、外出する際には、明るい色の服装や反射材用品の着用を呼びかけるなど、高齢者自身の安全意識を啓発するとともに、高齢者に配慮する市民意識の醸成を図ります。

また、高齢等の理由により運転免許証を自主返納された高齢者の方にはタクシー券の交付を行うなど高齢者が当事者となる交通事故の減少を図ります。

(2) 防犯対策の推進

高齢者が被害者となるなりすまし詐欺や悪徳商法による被害等を防止するため、「南相馬市消費生活相談室」において様々な消費生活相談に応じるとともに、「なりすまし詐欺防止南相馬署ネットワーク」に参加し、関係機関と連携して高齢者が安心して暮らせる環境づくりを促進します。

(3) 防災対策の推進

ひとり暮らし高齢者の安心・安全のため、緊急通報システムの設置について、普及啓発を図ります。また、地震や津波、風水害等の緊急事態の発生時に、災害時要配慮者の避難誘導等を適切に行うための体制整備に努めます。

3 高齢者虐待防止と権利擁護

加齢とともに判断能力などが衰えた場合にも、地域において今までと同様に安心して暮らせるよう、虐待防止と権利擁護に取り組みます。

(1) 高齢者の虐待防止の推進

本市では、虐待の早期発見から適切な事後対応を図るため、虐待に関する相談窓口を設置して地域住民からの情報収集に努めるとともに、虐待防止の啓発及び通報先等の周知を図っています。

家庭内での虐待など発見が難しいケースに対応できるよう、地域の民生委員やケアマネジャー、または地域住民に早期発見のノウハウ等を情報提供し、早期に対応できるよう努めます。

また、高齢者等の虐待事例の相談対応を行うとともに、地域の関係機関等の連携による「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援を行います。

(2) 権利擁護事業

市は地域包括支援センターと連携し、高齢者からの権利擁護に関する相談対応のほか、成年後見制度の情報提供や成年後見人の紹介団体への仲介などを通じて、高齢者の権利擁護を図ります。

(3) 日常生活自立支援事業の推進

本市の社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者などが地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいた福祉サービスの利用援助等を通じて、その方の権利擁護に資することを目的とした事業を行っています。主に、福祉サービスにおける情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払、苦情解決制度の利用援助、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

今後も、市と地域包括支援センターは社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業を推進し、認知症高齢者等の保護に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などに対して、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。

震災等の影響による単身高齢世帯の増加等により、成年後見制度は今後ますます需要が高くなると見込まれることから、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関とともに、成年後見制度の利用・相談を行います。また、より利用しやすい成年後見制度にするために審判請求の要件緩和や後見人等への公費による報酬扶助を実施していきます。

第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活をするため、高齢者の自立支援と介護予防、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

1 地域包括ケアシステムの推進

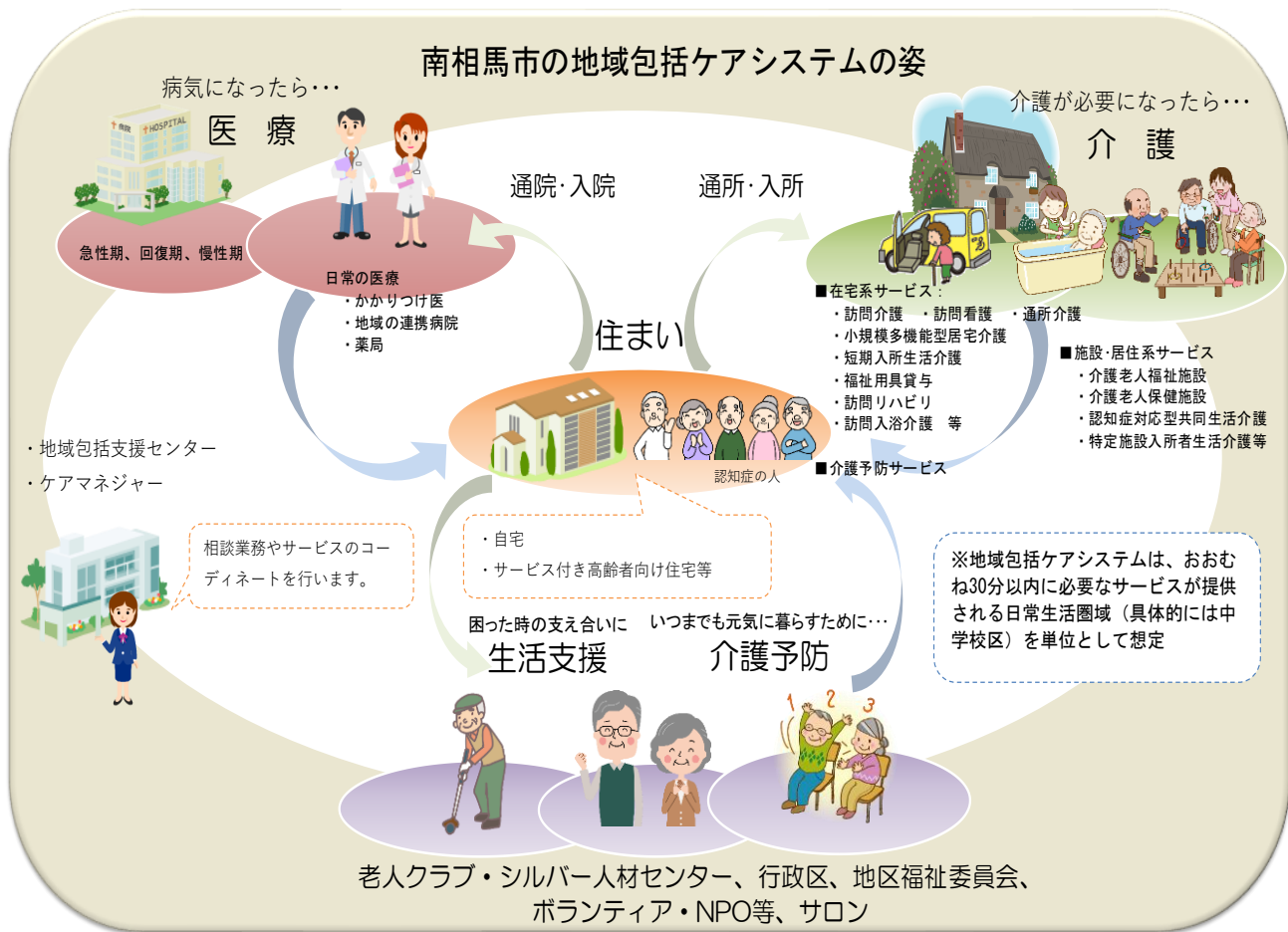
厚生労働省では、いわゆる「団塊の世代」（概ね昭和22年～24年生まれの方）が75歳以上となる平成37年（2025年）以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加すると見込まれることから、平成37年度を目標に「地域包括ケアシステム」の構築を実現するよう求めています。

ここでいう「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健医療・生活支援・介護予防・住まい・介護サービスの各種サービスを一体的に提供するケアシステムのことです。

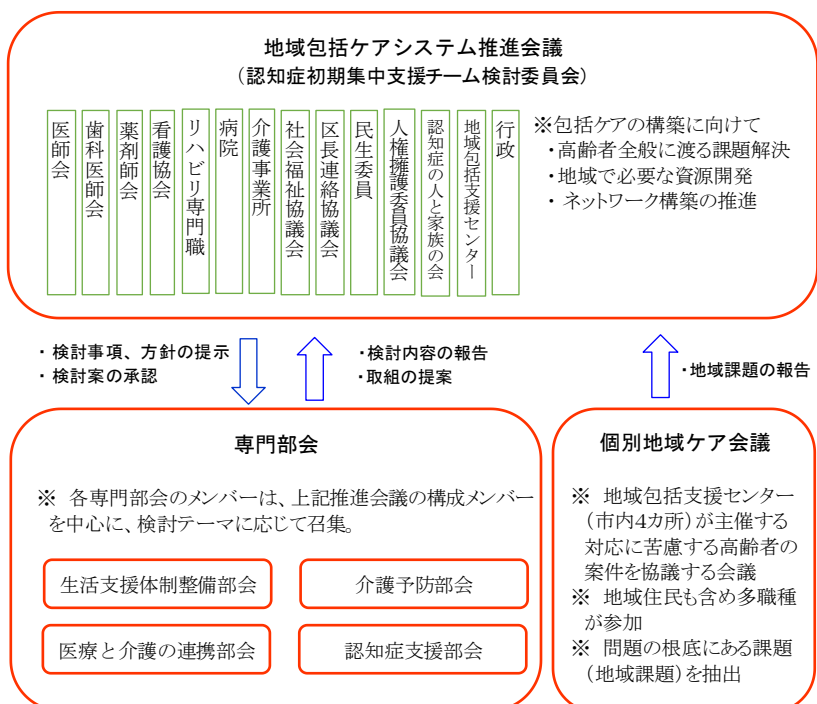
本市では震災以降、保健医療、介護サービス提供主体の懸命の努力にもかかわらずスタッフ不足等から十分な提供ができない状況にあり、厚生労働省が提唱するシステムの構築は困難な状況にあります。少ない資源を効率的・効果的に活用し、南相馬市としての地域包括ケアシステムの深化・推進を目指してまいります。

施策の推進にあたっては、「高齢者の自立支援・重度化防止等に資するための施策の推進」「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」「PDCAサイクル活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」それぞれの目標達成に向け、南相馬市地域包括ケアシステム推進会議での協議、生活支援体制整備・介護予防・認知症支援・医療と介護の連携の4つの専門部会の議論等を踏まえながら、取り組んでまいります。

○地域包括ケアシステムの全体像(イメージ図)



「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」の取組イメージ図



2 高齢者の自立支援・重度化防止等に資するための施策の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。

各地域包括支援センターには、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種「保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員」を配置し、住民からの相談対応、介護予防ケアプランの作成や家族介護教室の実施など、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

①地域包括支援センターの体制に関するもの

○行政や関係機関との協議・連携

介護・福祉サービスの総合相談窓口として、住民やサービス事業者等からの相談内容について、行政や関係機関と協議・連携しながら課題解決に取り組むとともに、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるように、地域包括支援センター運営協議会を設置し、中立性の確保や公平な運営の継続を図り、高齢者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

○人員体制の検証

地域包括支援センターの3職種等の一人あたりの高齢者数(人員/圏域内の65歳以上の高齢者数)等を適宜把握し、適正な人員配置に努めます。

○住民による活用促進

住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、介護サービス情報公表システム等により事業内容・運営状況等を公表します。

○南相馬市の地域包括支援センターと人員の配置状況(H29年12月末)

センター名称	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	合計
原町西地域包括支援センター	1人	4人	1人	6人
原町東地域包括支援センター	1人	3人	1人	5人
小高地域包括支援センター	1人	2人	1人	4人
鹿島地域包括支援センター	1人	2人	1人	4人

②ケアマネジメント支援に関するもの

○介護支援専門員の資質向上や業務支援

介護保険制度の趣旨に沿った適切、かつ、効果的なサービスの提供がなされるよう、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会や業務を円滑に遂行するための情報交換会等について、地域包括支援センターが中心となって開催します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
研修会・情報交換会の開催(回)	2	2	2	2	2	2

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

③個別地域ケア会議に関するもの

○地域の実態把握

地域包括支援センターを中心に高齢者の実態把握を推進し、一人暮らしや高齢者のみの世帯等への支援やニーズに対応できる体制整備を図ります。

実態把握においては、災害時の避難支援の必要性等も念頭に置き、進めることとします。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の実態把握数(件)	1,959	1,911	2,279	2,500	2,500	2,500

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

○困難事例への迅速・効果的な対応

高齢者や家庭に重層的に課題がある場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等、の困難事例を把握したときは、行政、地域包括支援センター、関係機関の連携のもと、個別地域ケア会議等も活用しながら、必要な支援を検討するとともに、研修会等に積極的に関係職員が参加するなどスキルアップを図り、迅速・効果的な対応に努めます。

○地域包括支援センターの事業(機能)一覧

事業名・項目		事業内容・目標
① 総合相談支援事業	地域におけるネットワーク構築	地域住民や各種団体に対して、センター（職員）の認知度向上のためのPRを行うとともに、地域における各種活動の状況等を把握し、信頼関係を築きます。
	実態把握	高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯を中心に生活実態の把握に努めます。
	総合相談	地域に出向き、センターのPR活動を行い、相談に対して円滑に対応します。
② 権利擁護事業	成年後見制度の活用	市の業務を支援するとともに、連携して制度を円滑に利用できるようコーディネートを行います。
	老人福祉施設等への措置	市の業務を支援するとともに、連携して迅速に対応します。
	虐待への対応	通報等により、虐待の疑いがあった場合には、市と連携して迅速に状況を確認し、適切に対応します。
	困難事例への対応	行政、各関係機関等と連携し、迅速に対応します。
	消費者被害防止	地域の実態把握と、各関係機関への情報伝達と連携に努めます。ケース把握時には迅速に対応します。
③ ケアマネジメント事業	介護予防事業に関するマネジメント業務	基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況等に応じて、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。
	介護予防給付に関するマネジメント業務	要支援1・2の利用者の生活機能向上のためにサービス提供に努めるとともに、業務委託先を支援します。
④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の人材等の社会資源の活用が図られるよう、情報提供や支援を行うとともに、関係機関の連携を強化します。
	地域における介護支援専門員のネットワーク活用	地域の介護支援専門員の任意団体である「原町方部介護支援専門員連絡協議会」との連携を強化します。
	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の日常的業務に対する助言、指導を継続的に実施します。
	支援困難事例への指導・助言	行政と連携し、適切な指導・助言を行います。
その他（市委託事業）	高齢者在宅サービスに係る実態調査及び代行申請等	在宅サービスに係る相談、実態調査及び申請に係る代行業務を行います。
	家族介護教室事業	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術等の習得を図ります。
	家族介護者交流事業	介護者間で情報交換できる場を提供し、介護者を介護から一時的に開放し、リフレッシュを図ります。
	認知症総合支援事業	認知症の初期段階から個別訪問等を行い、適切な支援を行います。

(2) 医療・介護連携の推進

自宅において、安心して療養生活を送ることができる体制を整備するため、医療と介護連携の推進に取り組みます。

①在宅医療を支援する体制の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくには、在宅医療の提供が必要不可欠な構成要素です。在宅医療は医師に加え歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、介護職等、多職種によって提供されます。

本市では震災以降、医療、介護サービスにおけるスタッフ不足から十分なサービス提供ができない状況にありますが、少ない資源を効率的・効果的に活用し、今できる最大限の在宅医療の提供体制の構築を検討していきます。

また、住民に対しても本市の現状も含めて在宅医療の提供体制等について周知を図っていきます。

②介護サービス事業者と医療機関との連携強化

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。

具体的な取組として、相双医療圏退院調整ルール運用による医療と介護の情報共有や薬局の活用について協議を進めていきます。薬局の活用については、介護関係者が把握する、服薬管理、残薬管理に問題のある高齢者を、迅速に薬剤師につなげる仕組みづくりや、高齢者の身近な相談場所でもある薬局が、介護関係の一般的な相談にも対応できるよう、研修会の開催等を検討してまいります。

また、今後も医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりを推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、病院ソーシャルワーカー、介護支援専門員、看護師及びリハビリ専門職等の多職種が参加する在宅医療支援のための体制づくりに努めていきます。

(3) 介護予防・日常生活支援の充実

高齢者が健康であるとともに、できる限り長く自立した生活を送ることができるよう、介護予防の大切さについて普及啓発するとともに、要介護状態に陥るリスクの高い方を中心とした介護予防事業と地域での住民主体の集いの場の育成支援に向けて介護予防・日常生活支援総合事業を推進していきます。

①訪問型サービス・通所型サービス

要支援1・2の方及び総合事業対象者の訪問型サービスや通所型サービスについては、多様な生活支援ニーズに対応するため、身近な地域資源を活用しながら、サービスの充実に向けて検討していきます。

②筋力向上トレーニング事業

概ね65歳以上で、介護状態に陥る恐れのある高齢者を対象に、筋力の維持及び向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
虚弱高齢者運動教室 (元気はつらつ教室) 年間参加者数(人)	89	93	94	96	96	96
元気高齢者運動教室 (ほがらか体操教室) 年間実施回数(回)	159	160	160	160	160	160

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

③介護予防普及啓発事業（健康教育）

より多くの市民に対して、健康づくりや介護予防に関する情報提供を行い、介護予防に対する意識の高揚を図ります。

また、いきいきとした元気な80歳代を目指して、「いきいき80（はちまる）運動」と称した普及啓発活動を実施し、介護予防及び健康づくりに関する教育や相談等を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康教育 年間実施回数(回)	79	77	80	100	100	100

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

④介護予防相談事業

65 歳以上の高齢者を対象に、地域包括支援センター、健康づくり部門等関係機関と連携を図り、高齢者の実態把握を行いながら、介護状態に陥る恐れのある高齢者を把握し、必要に応じてアセスメント（課題分析）を行い、介護予防事業等につなげる等、介護状態にならずに健康維持できるよう相談、支援を行います。

⑤地域介護予防活動支援事業

高齢者が住み慣れた身近な地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、高齢者自身が週 1 回程度通い、運動を中心とした地域の人と交流できる機会を住民主体で設置運営できるよう支援します。また、活動を支援する週一サロンサポーターを育成支援します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
週一サロン実施(箇所)	7	11	14	18	22	26
週一サロンサポーター 年間育成人数(人)	38	64	82	102	122	142

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(4) 生活支援体制の整備推進

①地域支え合い推進員の配置

「地域支え合い推進員」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク機能）を果たす者（人材）です。

生活支援体制の整備推進に向けては、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築が求められることから、「地域支え合い推進員」の配置を推進してまいります。

②協議体の設置

「協議体」とは、上記①の地域支え合い推進員が活動していくにあたり、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携し、定期的な情報共有及び資源開発等に向けて協議していく場のことであり、第1層（市全域版）、第2層（日常生活圏域版を基本）で設置を進めていくことになります。第2層の設置に向けては、原町第三中学校区内の1地区を、モデル地区として先行的に取組を進めてまいります。

③地域住民の支え合い活動の普及啓発

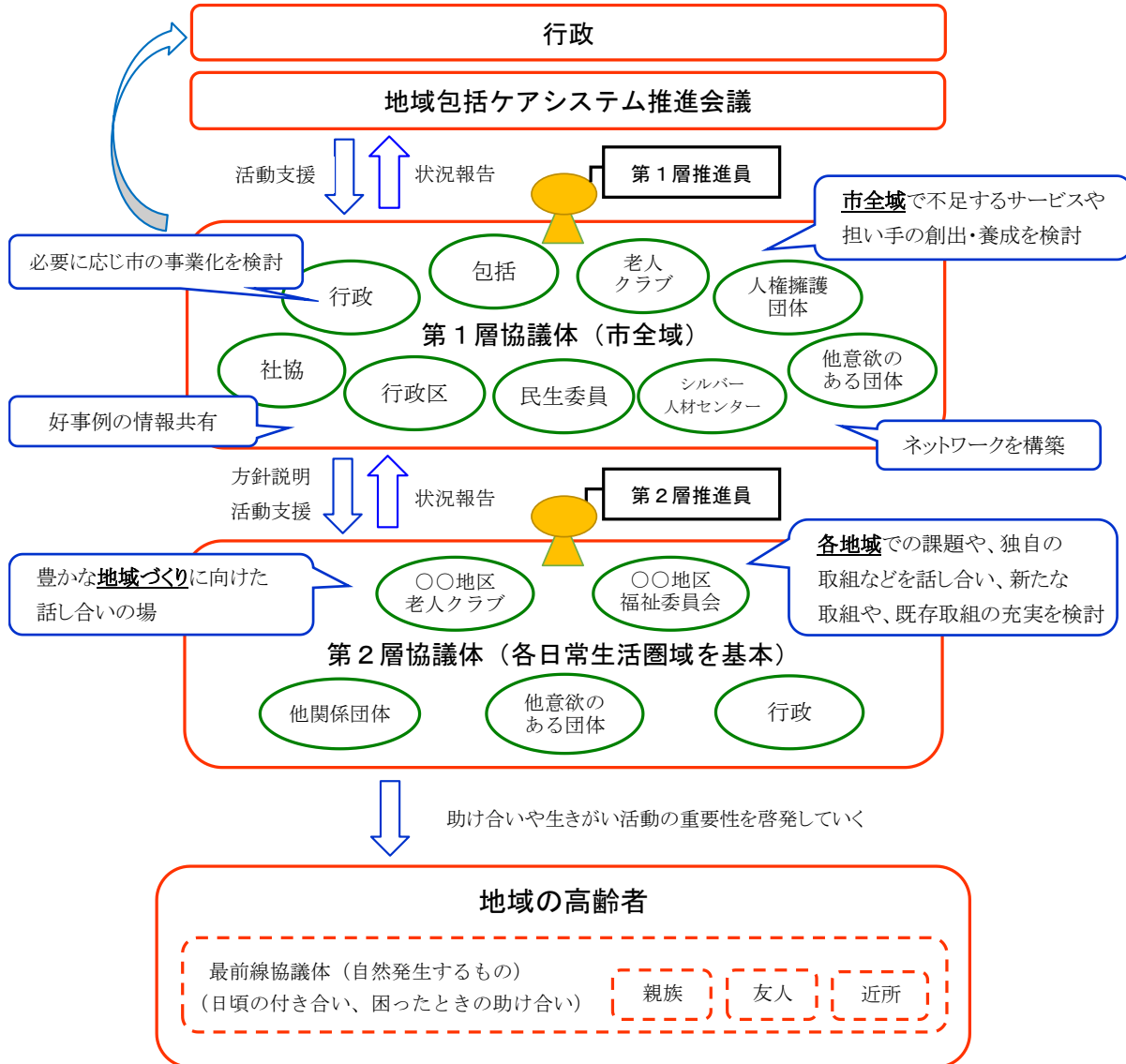
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、事業者等による保健・医療・福祉・介護の各サービス提供の他、近隣住民の助け合いや住民による相互扶助活動等、地域住民からの協力が不可欠です。

そのため、行政と生活支援体制整備部会が連携し、各地区に出向いて、これまで地域で行われてきた支え合い活動の重要性、意義について普及・啓発を図るとともに、新たな活動の創出に向けて、自主性を尊重しながら地域住民の地域づくりを支援してまいります。

④生活支援にかかる資源リストの更新

本市では、高齢者への生活支援サービス（資源）について、不足するサービスを把握するため、介護保険サービス、民間事業者等によるサービス別に、日常的な家事・安心・外出・交流・非日常的な家事と区分したリストを作成しました。リストについては、適宜更新をしながら、より良い生活支援ができるよう生活支援体制整備部会や協議体の中で検討してまいります。

南相馬市協議体及び地域支え合い推進員のイメージ図
(目指す姿)



(5) 高齢者のより良い住環境づくりの推進

加齢に伴い身体機能などが低下すると、長年住み慣れた環境でも暮らしにくくなることがあります。そこで、市内施設のバリアフリー化や高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活環境の向上を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などを背景に、共同住宅等への住み替えなど、住まいに対する新たなニーズへの対応についても検討します。

①高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

要支援・要介護認定を受けていない60歳以上の高齢者を対象に、自宅において転倒等により要介護等の状態にならないよう住宅改修資金の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
助成件数(件)	25	30	46	45	50	55

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

②住宅改修支援事業

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業及び介護保険の住宅改修を実施する際に必要となる理由書作成については、制度の円滑な利用を支援するため、介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーターに依頼した場合は、その費用を負担します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支援件数(件)	30	33	35	50	55	60

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

③公共施設などの利用しやすさの向上

公共施設や道路など市の環境整備事業を実施する際は、ノーマライゼーションの精神を基礎に、バリアフリー・ユニバーサルデザインでの整備や改修を行うなど、高齢者のみならず誰もが暮らしやすい安全なまちづくりを目指します。

④市営住宅の福祉対応型への整備

「南相馬市市営住宅ストック(既存保有)総合活用計画」との整合を図りながら、市営住宅の建設や改修に際しては、建築担当課と連携し、高齢者等が生活しやすいようバリアフリー化を進めます。

⑤養護老人ホームの充実

高齢者の増加に伴い、環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が増加する傾向にあり、養護老人ホームの果たす役割は大きなものとなっていることから、市が運営する高松ホームにあっては、処遇、健康管理、食事及び生きがい対策や環境整備等に取り組みます。

⑥軽費老人ホーム・ケアハウスの確保

軽費老人ホームは、ほとんどの施設が個室になっており、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設で、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」があります。また、ケアハウスは、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる施設です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わされた支援が必要であるとの考えから、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。現在、本市には該当する施設は1施設あり、運営事業者とともにその有効活用を図ります。

⑦有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備・充実

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加など、生活困難な高齢者や老後の安心した生活を求める高齢者の増加により、有料老人ホームへの入所希望者が増加すると思われることから、必要に応じて民間資本による整備拡充を検討します。また、介護・医療・住宅の連携のもと、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するための「サービス付き高齢者向け住宅」についても、住まいに対する高齢者のニーズの多様化に対応する観点から、様々な高齢者の住まいの整備について検討していきます。

3 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

望ましい公正な介護保険事業運営を図るため、不適切・不要なサービスの利用などにより余分な費用が生じないように、介護認定と給付の適正化に取り組みます。

(1) 地域密着型サービス事業所への指導の実施

計画的に地域密着型サービス事業所への指導を実施し、サービスの質の向上や利用者に適正なサービスが提供されるよう努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実地指導実施割合(%)	0	100	100	100	100	100

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(2) サービス事業所への立入調査等の実施

利用者からの情報等に基づき、サービスが適正に提供されているかどうかを確認するため、必要に応じた事業所への立入調査や聞き取り調査の実施、あるいは書類提出を求めるなど、よりよいサービス提供の向上を図ります。

(3) 介護認定・給付の適正化

要介護認定における認定審査会の運営を公平・適正に行います。また、要介護認定の判定結果に疑義がある場合、被保険者に認定の仕組みや審査判定について責任をもって十分な説明を行います。併せて、介護費用の適正化についても取り組んでいきます。

①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施される要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性の確認漏れをなくすべく、全調査項目の内容を入念に点検します。

その際、チェック項目や記載内容に不備や誤りなどがある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認定調査票の点検割合(%)	100	100	100	100	100	100

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

②医療情報との突合

平成 28 年度より国保連合会の介護給付システムを活用した医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況の確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行っていきます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
縦覧点検の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施

③介護給付費通知

介護保険サービスの適正な利用促進のため、介護給付費通知書を作成し、給付内容についてサービス利用者に通知します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
通知書送付	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

(4) 介護保険料収納率の確保・向上

本市の第1号被保険者の介護保険料の収納率は、震災以降、減免等が継続されているため、全体としては98%台で推移しています。第7期計画期間の介護保険料の推計にあたっては、予定保険料収納率を3か年平均で92.2%と見込んでいますが、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、収納率の確保・向上に取り組めます。

(5) 介護職員等専門人材の養成・確保の支援

本市の介護施設においては、東日本大震災や原発事故の影響から、介護職員が市外へ避難するなど介護職員不足が深刻化しており、介護サービスを維持するための人材確保が喫緊の課題となっています。

このことから、本市の介護サービスの維持、充実を図るため、介護に携わる職員の養成・確保を図ってまいります。

①介護職員初任者研修講座等の開催

市において介護職員を養成・確保することを目的とした介護職員養成事業を実施するとともに、介護保険事業所への就業に向けた就職説明会を開催し、人材の確保・就業促進に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
初任者研修	養成講座開催回数(回)	4	4	4	3	3	3
	受講者数(人)	60	39	60	60	60	60
	資格取得者数(人)	55	39	60	60	60	60
実務者研修	養成講座開催回数(回)	—	—	—	1	1	1
	受講者数(人)	—	—	—	20	20	20
	資格取得者数(人)	—	—	—	20	20	20

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

②介護職員の復職・再就職支援講座の開催

介護福祉士やホームヘルパー等の有資格者で、福祉の現場から一度離れた方の再就職支援に向け、介護福祉士会と連携し、復職・再就職に向けた講座等を開催し、施設への就業を促進することで人材の確保に努めます。

③小中学生を対象とした介護教室の開催

小学 5、6 年生、中学 2、3 年生を対象とした介護教室を開催し、早い段階から介護に関する関心や意識を持ってもらい、将来、職業を選択する際の選択肢の 1 つとなるよう取り組みを行ってまいります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護教室実施数(校)	19	20	21	21	21	21

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

子どもから高齢者まで、誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりを推進します。

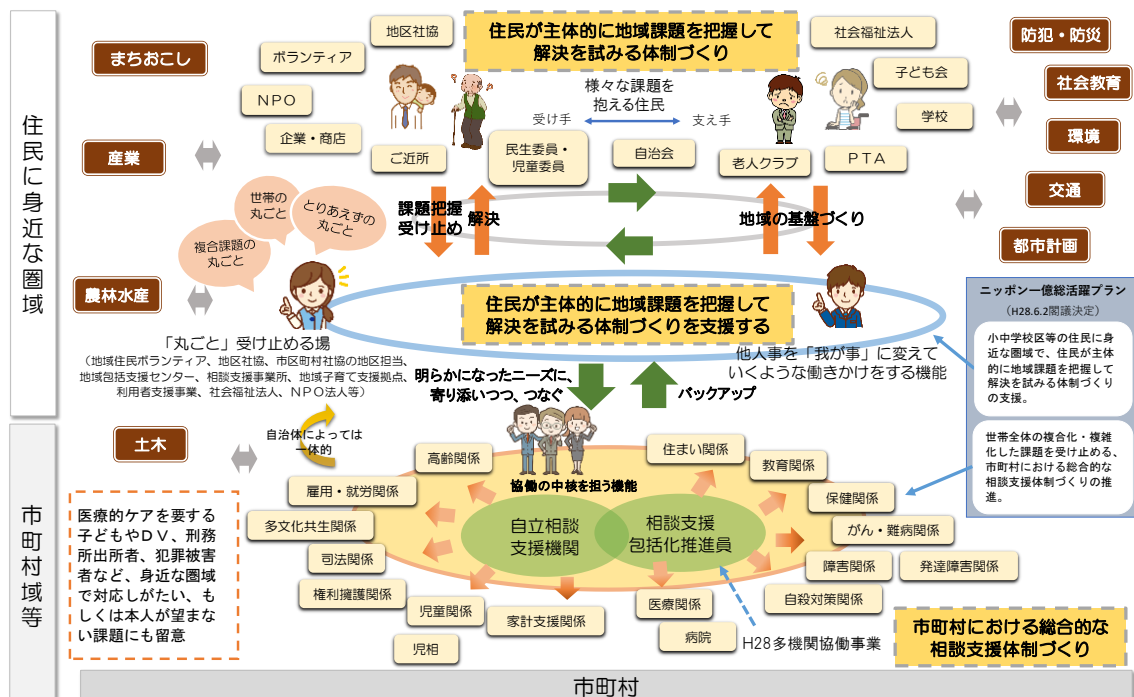
(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進

子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築していきます。

そのためには、他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組む、市は地域づくりの支援や福祉サービスの充実、総合相談などの体制づくりを「丸ごと」に行い、また、現在、対象者毎に整備されている縦割りの福祉サービスについても「丸ごと」（共生型サービス）へと転換していくこととなります。

「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進については、福祉各分野の共通事項を定める「地域福祉計画」が上位計画として位置づけられることから、今後策定される地域福祉計画と整合性を図りながら取り組んでまいります。

○「我が事・丸ごと」地域づくり

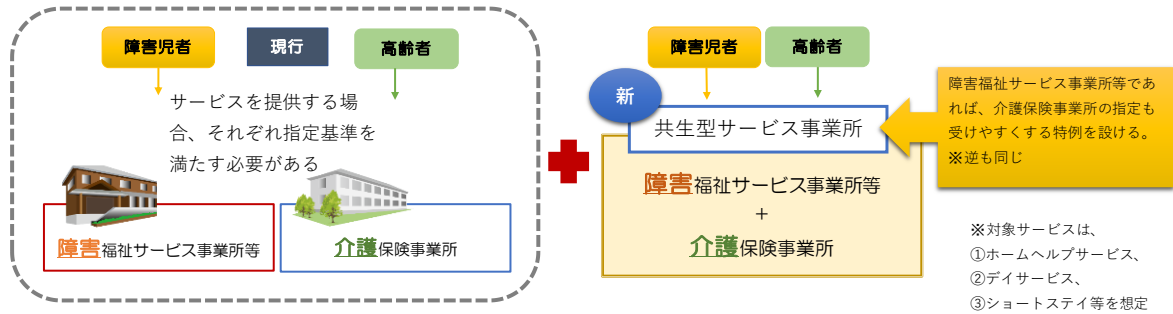


出典：厚生労働省

(2) 共生型サービスの推進

障がい者の方が65歳以上になっても、同一事業所で障がい福祉サービスと介護サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の実現に向けて、今後、事業者の参入希望を確認しながら体制づくりに努めます。

○共生型サービス



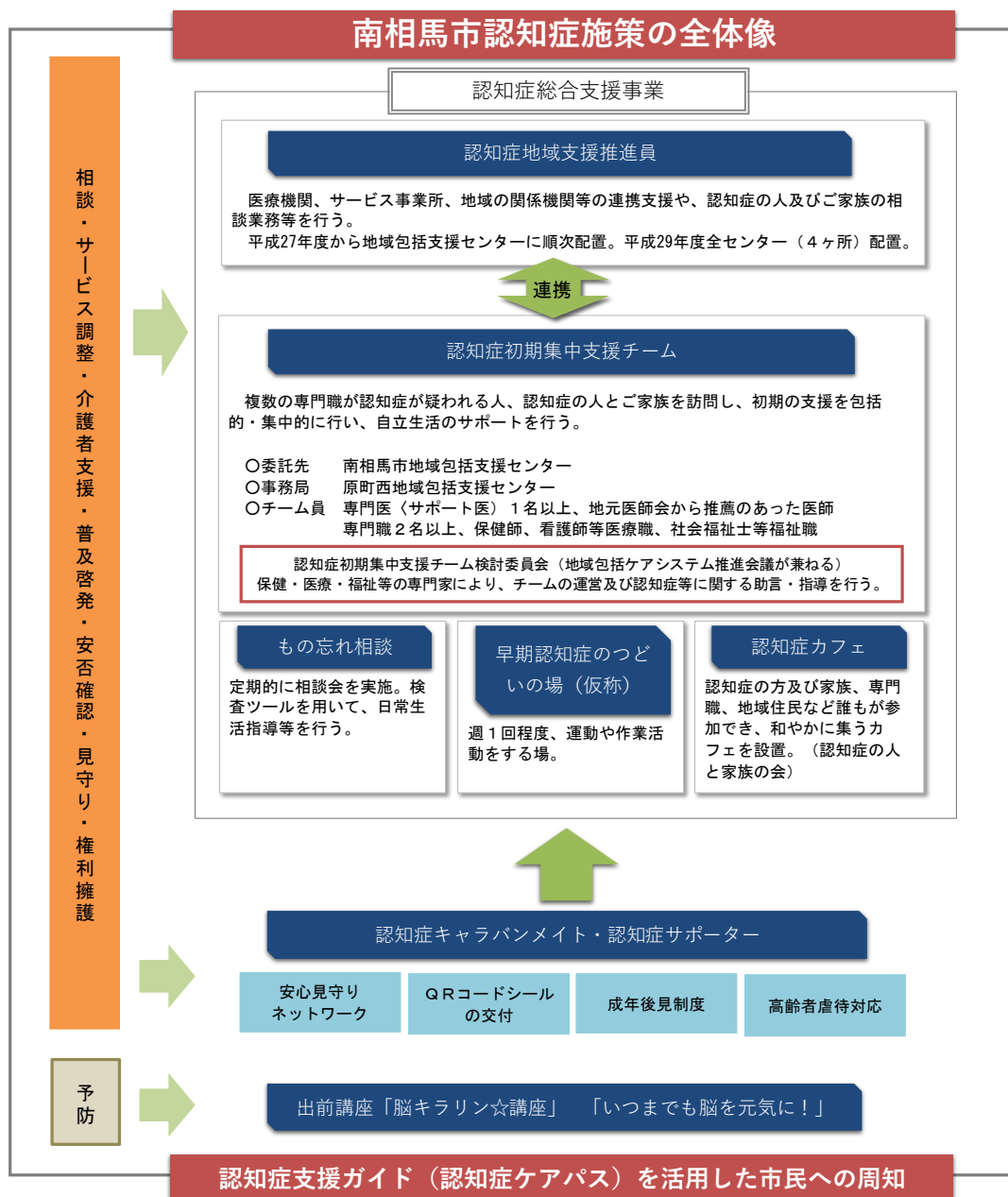
出典：厚生労働省

第4章 認知症施策の推進

国全体の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人、平成37年には約700万人で、65歳以上の高齢者の約5人に1人が達すると見込まれています。

国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定しています。

本市においても、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、実効性のある認知症施策を推進していきます。



1 認知症施策の総合的な推進

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を推進していくため、施策を総合的に推進していきます。

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症になっても安心して暮らせるために、認知症についての正しい理解の普及と地域の人々が認知症の人や家族の支援に関わることができる下地づくりとして、普及・啓発活動を実施していきます。

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを実現します。

また、認知症初期集中支援チームによる、認知症の早期診断・早期対応等の支援を図っていきます。

(3) 若年性認知症施策の強化

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で4万人近くいると言われています。

若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、様々な分野にわたる支援を総合的に講じていくために、関係機関と連携し、若年性認知症の実態把握に努め、今後必要な施策を検討していきます。

(4) 認知症の人の介護者への支援

認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がるため、家族など介護者の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

(5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症の人や家族が地域の人や支援者と交流し、情報交換や相談ができる場の充実や地域での見守り体制の構築など、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

(6) 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

認知症の病態解明は未だ不十分であり、根本的な治療や予防法は確立されていません。認知症の病態等の解明を早め、早期発見や診断法の確立、根本的治療薬や効果的な症状改善法、有効な予防法の開発など、研究等に協力していきます。

(7) 認知症の人やその家族の視点の重視

認知症の人や家族の視点に立って、認知症への社会の理解を深める普及・啓発活動を行い、地域で安心して暮らし続けられるために必要と感じているニーズの把握につとめ認知症施策につなげます。

2 認知症に対する理解促進

認知症になっても安心して暮らせるために、認知症についての正しい理解の普及と地域の人々が認知症の人や家族の支援に関わることができるよう、普及・啓発活動を実施していきます。

また、高齢者が心身ともに健康で生活できるよう、認知症の予防や早期発見につながる事業を展開していきます。

(1) 認知症健康教育事業

認知症予防や認知症について、広く市民に伝えるために、関係する部署と連携し、自治会、女性学級、老人会等の地域組織での健康講座や講演会、まちづくり出前講座など健康教育を実施し、認知症予防や認知症の理解を深めていきます。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数(人)	269	438	200	250	250	250

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(2) 認知症サポーター養成講座

認知症の方が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、より多くの市民が、認知症について学び、対応の仕方について理解を深めることで、学んだことを家族や友人等身近な方に伝え、認知症の方及びその家族を地域で温かく見守り支えていくサポーターを養成します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間養成者数(人)	131	277	300	350	350	350

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(3) 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーターが様々な場面で活躍し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを支援できるようにするために、サポーターのさらなるステップアップを目指します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間受講者数(人)	—	—	—	50	50	50

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(4) 認知症キャラバン・メイト養成、育成支援

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役「キャラバン・メイト」を育成していくため、メイトの普及・啓発を図り、メイトの交流会や研修会等を開催し活動を支援していきます。

3 認知症高齢者の在宅生活支援

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の更なる増加が予想されます。認知症高齢者の在宅生活を支援するため、徘徊の恐れがある高齢者の情報を登録して、保護された場合に早期に身元を特定できる徘徊高齢者等早期身元特定事業の利用拡大や、地域住民や関係団体等との協働により、見守り体制を構築していきます。

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護サービスの充実を図るとともに、住民で支えることのできる地域づくりに資する事業を展開していきます。

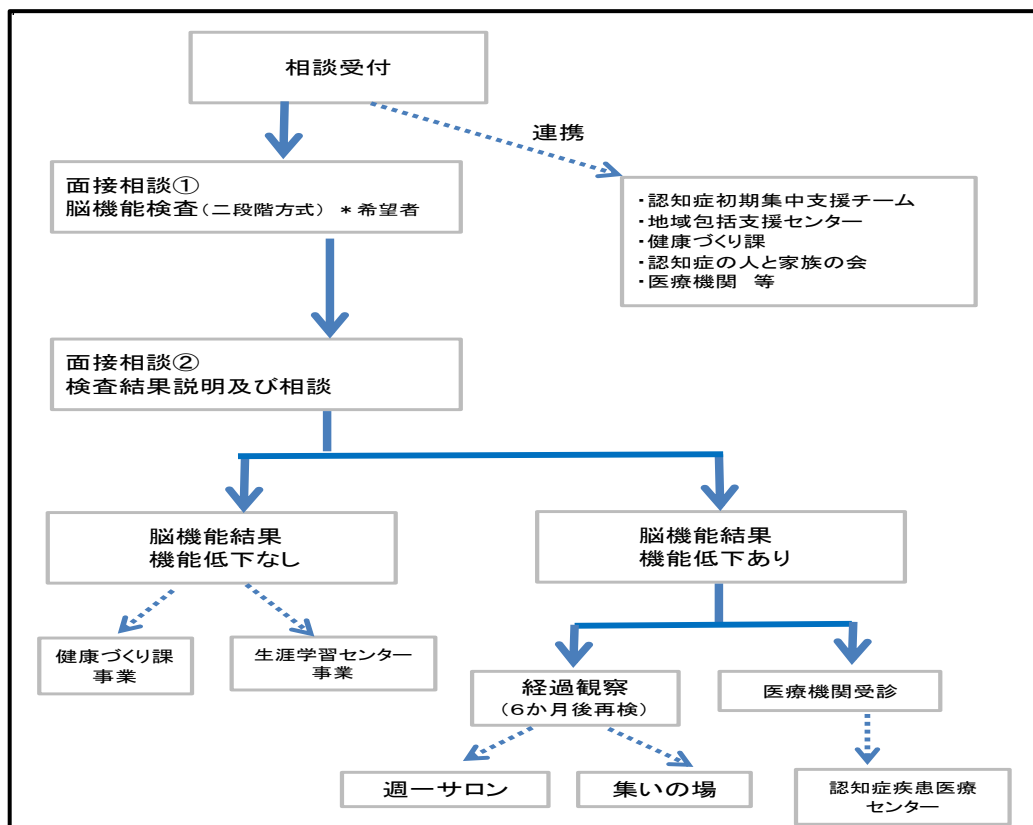
(1) 認知症相談(もの忘れ相談)事業

認知症の早期発見、早期対応のため、もの忘れが気になる人やその家族等を対象に「もの忘れ相談事業」を実施し、継続した相談体制の構築に努めます。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
もの忘れ相談事業の実施回数(回)	—	—	—	6	10	12

○もの忘れ相談事業の流れ(イメージ図)



(2) 早期認知症の方のつどいの場事業(仮称)

認知機能の低下による不安・心配のある方や認知症と疑われる方、軽度認知症の方を対象に、定期的につどい、運動や作業活動を行うことにより認知機能の維持や悪化防止、社会的な交流等を図るため、つどいの場を創出します。

(3) 認知症初期集中支援事業

認知症の早期診断、早期対応が重要であることから、認知症専門医と医療介護専門職で構成された「認知症初期支援チーム」により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

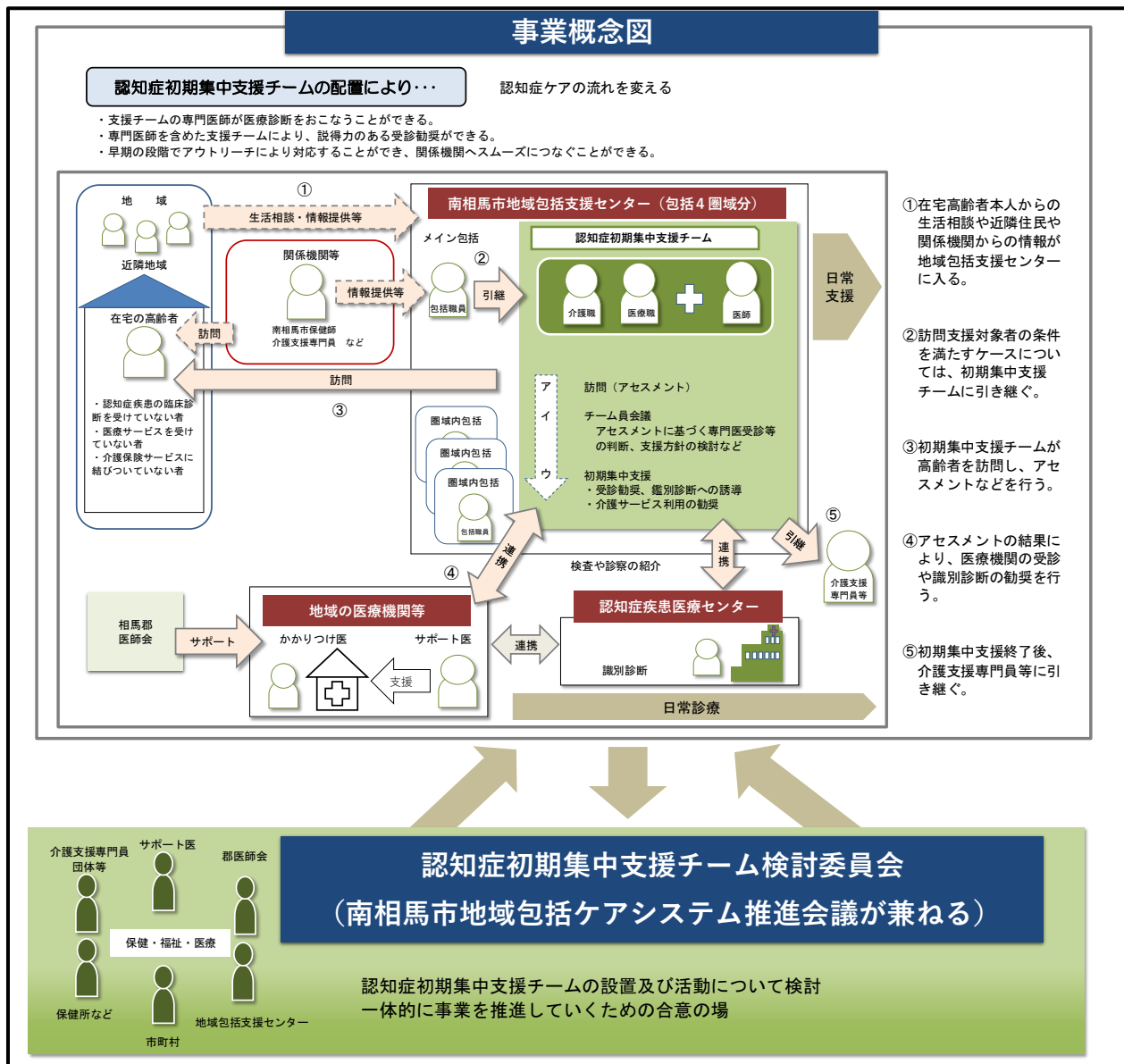
また、相馬郡医師会と連携し、かかりつけ医の認知症対応力向上のための研修や、認知症サポート医の養成を推進します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポート医研修 受講者数(人)	1	1	1	1	1	1

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

○認知症初期集中支援チーム事業概要



(4) 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員は、認知症の方に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症専門医療機関や介護サービスの事業者等への連携支援を行うとともに、地域の実情に応じ認知症の方や家族への支援体制を構築するなどの役割を担います。

認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談窓口の機能充実と、認知症の人と家族を支える地域づくりの推進に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症地域支援推進員 配置数(人)	2	3	4	4	4	4

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(5) 認知症家族の会等活動団体への支援

認知症高齢者に関する相談や家族の集い・講演会の開催等を実施している活動団体に対し、団体の組織強化の支援を行うとともに、地域包括支援センターやボランティア等関係機関とのネットワークが構築できるよう支援します。

(6) 認知症ケア・パスの普及・啓発

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できる標準的な認知症ケア・パスを作成し、できる限り住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるよう、普及・啓発を図ります。

(7) 徘徊高齢者等早期身元特定事業

徘徊の恐れがある高齢者の情報を予め登録した QR コードシールを交付し、徘徊により保護された場合に、地域住民、警察署、消防署等と連携し早期に身元を特定することで、高齢者と擁護者の安全安心の確保に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象者数(人)	—	1	5	10	15	20

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

第5章 要支援・要介護者に対する支援

住み慣れた自宅で暮らしながら利用することのできる在宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスが必要な方には施設での安心した生活を実現するため、サービス基盤の整備と適切な事業運営に努めます。

1 介護保険サービスの充実

介護を要する状態となった高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護サービス提供体制の確保と利用支援の充実を図ります。

(1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保

地域包括ケア「見える化」システム等を活用しながら、要支援・要介護認定者に必要なサービスを確保します。

(※詳細については、第Ⅲ部「介護保険事業計画」を参照。)

(2) サービス利用の支援

①制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容、介護保険料など必要な情報がわかりやすく伝わるよう、広報紙やパンフレット等の配布を活用した周知に努めます。さらに、出前講座などの機会を捉えて、制度とサービスの周知を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
制度等の広報回数(回)	4	4	5	5	5	5

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

②制度の利用を容易にするための施策

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、利用制限を受けることがないよう、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③サービス利用に関する相談支援と苦情への対応

サービス利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図り、その改善を支援します。

2 介護サービスの質の向上

介護サービスについて、サービス提供「量」の確保と同時に、サービスの「質」の向上を図ることで、要支援・要介護認定者の安心感と満足感を高めます。

(1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備

介護サービス提供事業者が利用者に、より良質のサービスを効果的に提供できるように、市が事業者に対して積極的な情報提供を進めるとともに、市と事業者、あるいは事業者同士の情報交換などのコミュニケーションを通じてサービスの質の向上を図ります。

①情報交換会の開催

介護サービス等を効果的に提供するため、介護事業所との情報交換会を開催し、サービスの質の向上を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
情報交換会の開催(回)	1	1	2	1	1	1

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

②介護ロボットの導入支援

現在、急速に技術が進歩している介護ロボットについては、介護に携わる職員の身体的及び業務負担軽減につながるものと期待されています。本市では、市内各施設の導入希望に応じて支援を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
導入事業所数(所)	—	7	0	2	2	2

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

3 介護者への支援

自宅で家族を介護する方への支援として、介護用品の助成や交流機会の提供などを通じて、高齢者を身近で支える家族介護者への支援の充実に努めます。

(1) 家族介護教室事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、家族介護者の適切な介護知識・技術等の習得を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数(人)	385	317	350	400	400	400
開催回数(回)	15	14	16	16	16	16

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

(2) 紙おむつ・介護用品助成事業

在宅で介護を受けている寝たきりや認知症の状態にある高齢者が介護用品を使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減と在宅福祉の増進を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
助成件数(件)	1,198	1,194	1,250	1,250	1,300	1,350

H29の実績値については、9月末をベースに見込値算定

(3) 家族介護者交流事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、交流会を通して介護に関する情報交換等を行うことにより、リフレッシュと介護負担の軽減を図るとともに、介護に関する悩みの解決などにつなげていきます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数(人)	100	93	120	130	130	130
開催回数(回)	8	8	8	8	8	8

H29 の実績値については、9 月末をベースに見込値算定

(4) 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成

介護や育児等による離職防止のため、介護や子育てをしている人たちが働きやすい職場づくりに取り組む企業へ「魅力ある職場づくり補助金」等を活用し、仕事との両立が可能な環境づくりを推進します。

第6章 被災高齢者への支援

震災被害や、原発事故の影響から、自宅を離れて応急仮設住宅や借上住宅での生活を余儀なくされている方々や、また、未だに市外や県外での避難生活を余儀なくされている高齢者が多くおられます。

これらの方々の中には、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も多く、日常生活での支援や見守り、閉じこもり予防等の取り組みが重要となっています。

1 市内の被災高齢者への支援

避難のために自宅を離れることを余儀なくされた高齢者の方々に対し、市内における代替住居の確保とともに、生活環境の変化による影響をできる限り小さくするための生活支援を行います。

(1) 高齢者等サポート拠点による支援

応急仮設住宅に設置した高齢者等へのサポートの拠点である「南相馬市サポートセンター『希望』」を活用して、応急仮設住宅等に居住する高齢者等を総合的に支援します。

○南相馬市サポートセンターの概要

施設名	事業内容	運営主体
南相馬市サポートセンター 「希望」 (所在地：鹿島区三里団地内)	①総合相談業務 ②地域交流サロン (いきいきデイサービス等) ③見守り・安否確認	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

(2) 応急仮設住宅等における高齢者への生活支援

応急仮設住宅等に居住する高齢者への生活支援や安否確認を行うための事業を行います。また、応急仮設住宅等の設置状況等を勘案しながら、事業内容の見直しを検討します。

○応急仮設住宅における高齢者生活支援事業

事業名	事業内容
応急仮設住宅巡回バス運行事業	仮設住宅と市内病院や公共施設等を巡回するバスを運行します。
仮設住宅等緊急通報設備設置事業	一人暮らし高齢者を対象に、緊急通報設備を設置します。

○応急仮設住宅における高齢者健康支援

事業名	事業内容
家庭訪問による健康支援	仮設住宅及び借上げ住宅等入居者の健康調査をし、支援が必要な方へは、関係機関と連携し、保健師、看護師等による家庭訪問による支援を行います。
仮設住宅集会所等の健康教育健康相談	仮設集会所等で実施しているサロン等において、健康教育、健康相談を実施します。

(3) 被災高齢者の心のケア

市内外の被災された高齢者や市内に在住する他市町村からの被災高齢者の心のケアを行います。

○心のケア事業

施設名	事業内容	運営主体
心のケアセンター事業	家庭訪問、復興公営住宅等のサロン活動を通して、遅発性PTSD、うつ、悲嘆反応などのケア・生活支援を行います。	NPO法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 (県委託事業)
精神障がい者アウトリーチ推進事業	未治療の高齢期精神疾患の方への支援、症状悪化予防をアウトリーチで行います。	

2 市外の被災高齢者への支援

市外に避難する高齢者への支援として、平成23年8月に施行された「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」による避難先自治体でのサービスの実施や、南相馬市が実施する在宅サービスのうち、次のサービスを実施します。

(1) 原発避難者特例法に基づく特例事務

- 1：要介護認定等に関する事務
- 2：介護予防等のための地域支援事業に関する事務
- 3：養護老人ホーム等への入所措置に関する事務

(2) 南相馬市の在宅サービス

- 1：紙おむつ・介護用品助成事業
- 2：緊急通報装置貸与事業

3 旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保

旧避難指示区域等における介護提供体制については、介護サービス事業所の新設や再開がなされているものの、介護人材の確保が難しく定員までの受入れ等が当面厳しい状況であります。

このため、市は事業者や県と連携し、人材確保に向けた支援等を行いながら、長期避難者の早期帰還に向けた環境整備に努めます。